

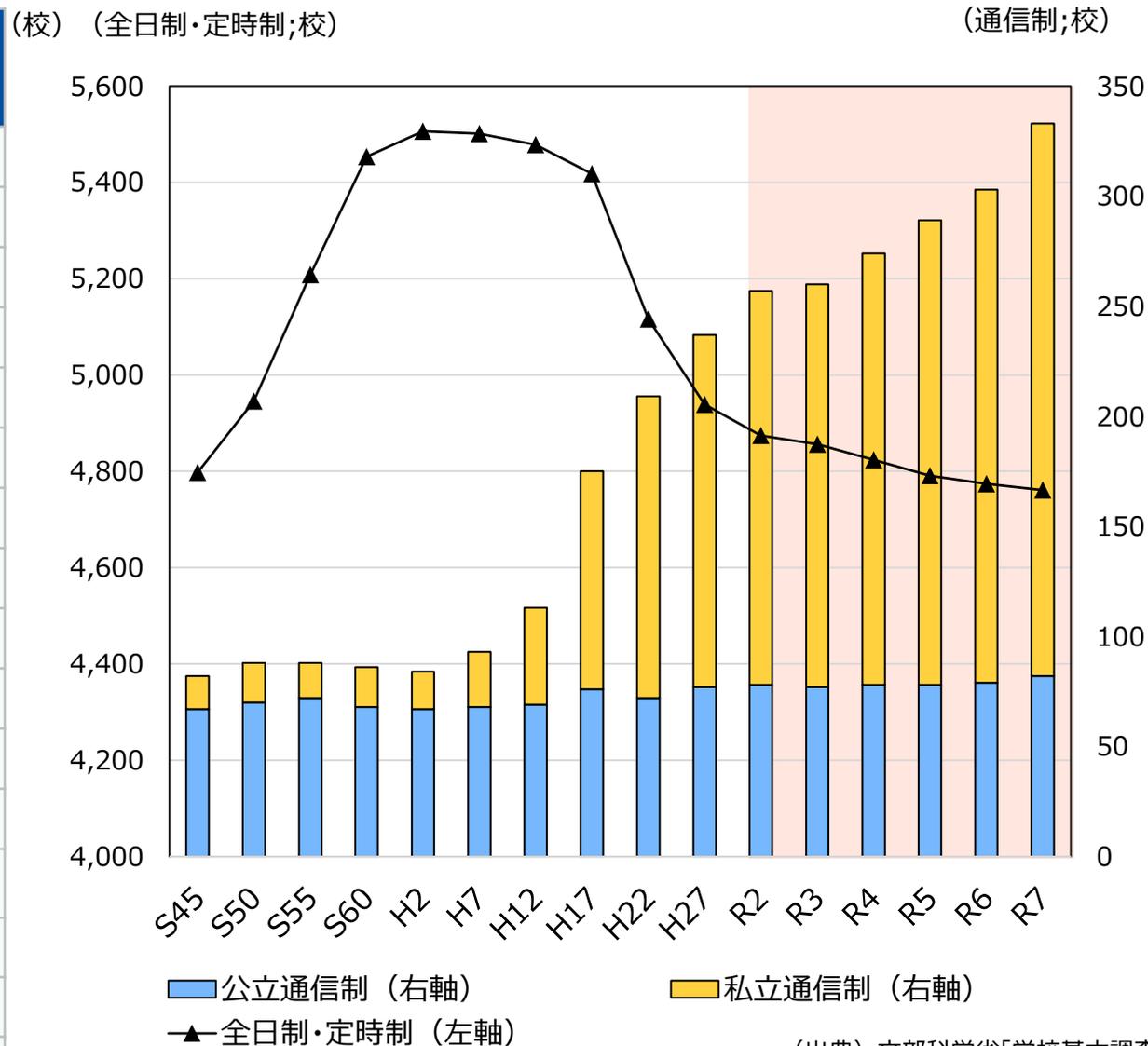
通信制課程における教育課程について

通信制高校の現状

通信制高等学校の学校数（公私別推移）

- 高等学校の学校数の推移について、近年、全日制・定時制課程を置く高等学校の校数は全体として減少傾向にあるが、**通信制課程を置く高等学校の校数は全体として増加傾向**にある。
- 公私別で見れば、公立通信制の校数はわずかに増加している一方で、**私立通信制の校数は大きく増加**している。

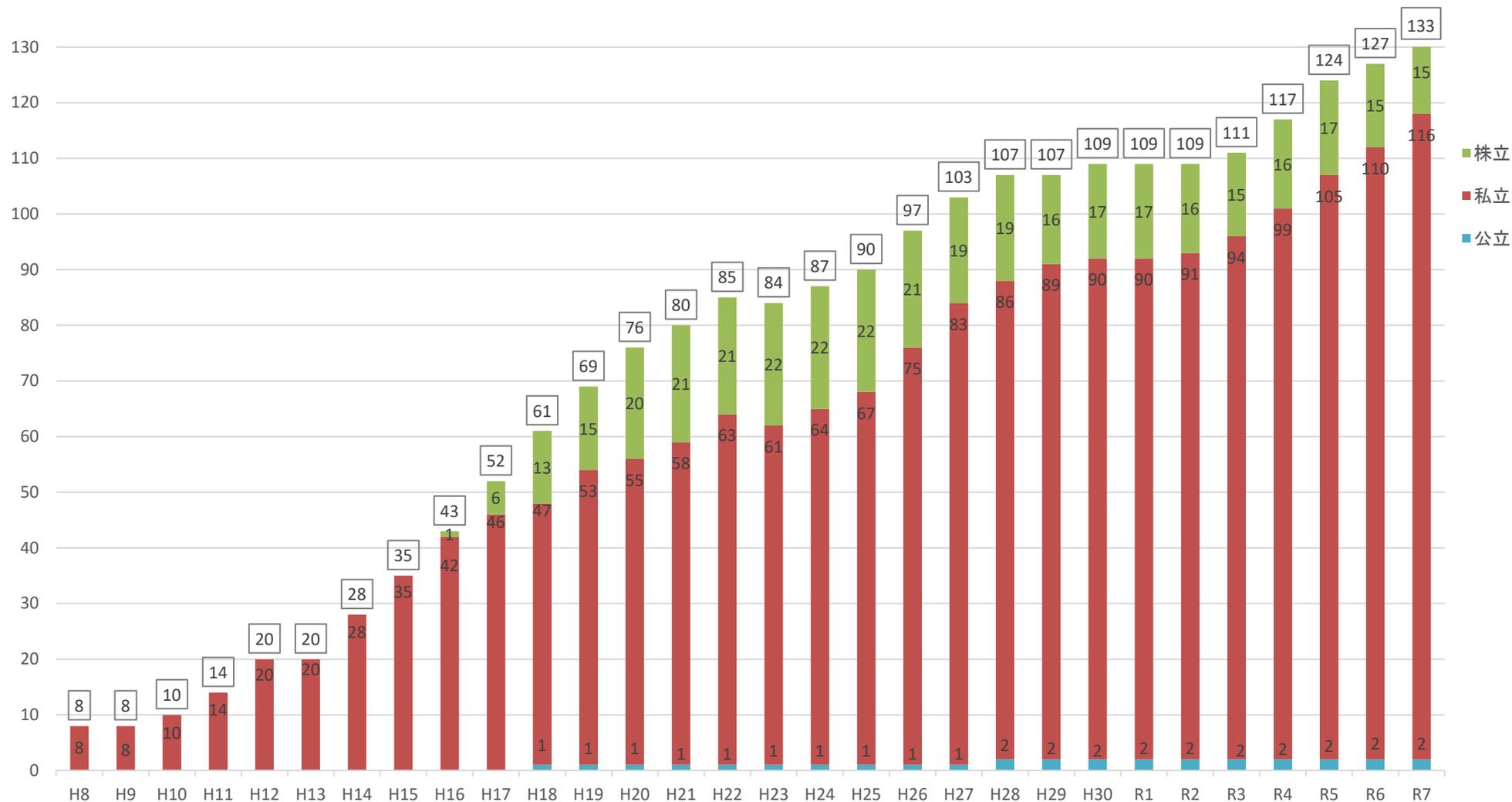
	全日 定時	通信		計
		公立	私立	
S45	4,798	67	15	82
S50	4,946	70	18	88
S55	5,208	72	16	88
S60	5,453	68	18	86
H2	5,506	67	17	84
H7	5,501	68	25	93
H12	5,478	69	44	113
H17	5,418	76	99	175
H22	5,116	72	137	209
H27	4,939	77	160	237
R2	4,874	78	179	257
R3	4,856	77	183	260
R4	4,824	78	196	274
R5	4,791	78	211	289
R6	4,774	79	224	303
R7	4,761	82	251	333



(出典) 文部科学省「学校基本調査」

広域通信制高校の学校数の推移

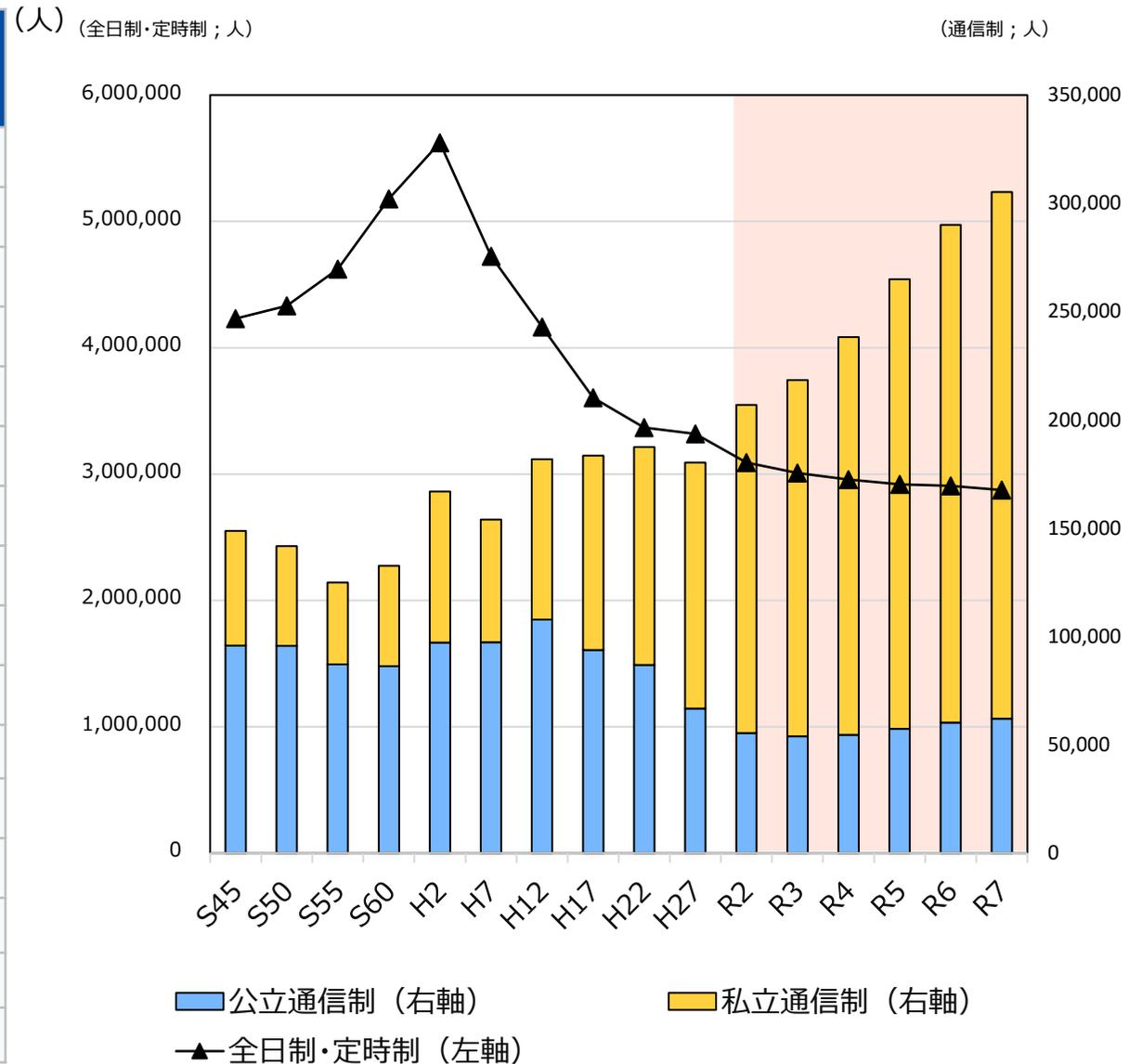
○ 広域通信制高校の学校数については、平成10年以降、急激に増加。平成10年からの10年間で66校増加し、平成20年からの10年間で33校増加している。



通信制高等学校の生徒数（公私別推移）

- 高等学校の生徒数の推移について、近年、全日制・定時制課程の生徒数は全体として減少傾向にあるが、**通信制課程の生徒数は全体として増加傾向**にある。
- 公私別で見れば、**私立通信制の生徒数が大きく増加している**。（平成12年からの約20年間で、**私立の生徒数は約3倍に増加**）

	全日 定時	通信		計
		公立	私立	
S45	4,231,542	95,848	52,900	148,748
S50	4,333,079	95,674	46,125	141,799
S55	4,621,930	87,104	37,766	124,870
S60	5,177,681	86,282	46,362	132,644
H2	5,623,336	97,271	69,715	166,986
H7	4,724,945	97,330	56,653	153,983
H12	4,165,434	107,854	74,023	181,877
H17	3,605,242	93,770	89,748	183,518
H22	3,368,693	86,843	100,695	187,538
H27	3,319,114	66,702	113,691	180,393
R2	3,092,064	55,427	151,521	206,948
R3	3,008,172	53,880	164,509	218,389
R4	2,956,900	54,621	183,646	238,267
R5	2,918,501	57,437	207,537	264,974
R6	2,906,921	60,333	229,754	290,087
R7	2,873,619	62,008	243,189	305,197



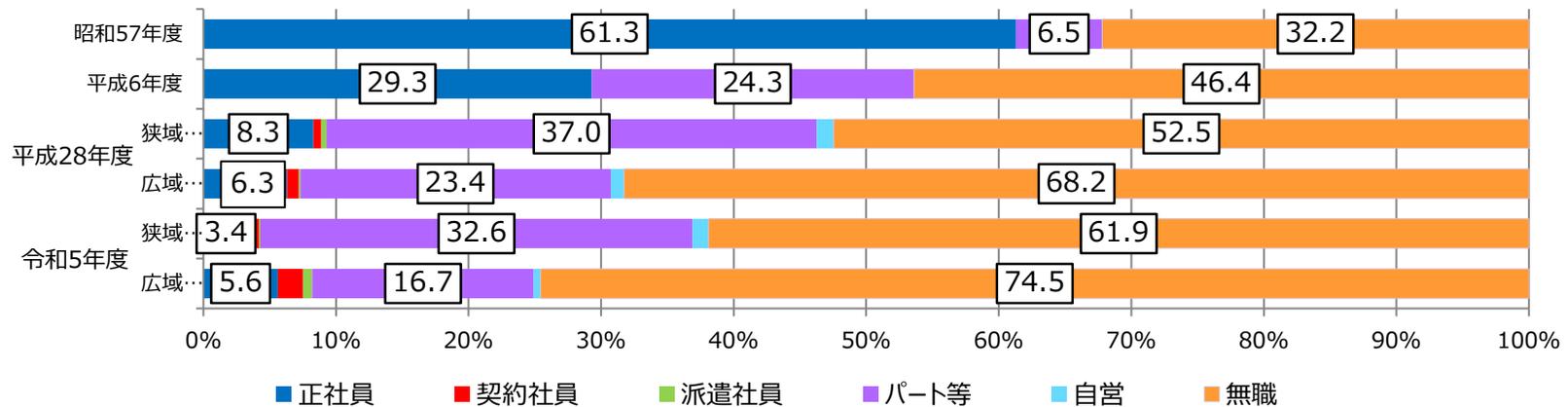
(※1) 全日制・定時制課程の生徒数には、専攻科・別科に属する生徒数を含む。
 (※2) 通信制課程の生徒数には、他からの併修者の数は含まれていない。

(出典) 文部科学省「学校基本調査」

通信制高等学校に在籍する生徒の就業状況及び実態等

- 通信制高等学校の在籍生徒に占める就業者の割合が減少する一方で、小・中学校及び前籍校において不登校経験を有する生徒の割合が最も多く、生徒の実態が変容している状況にある。

通信制高等学校に在籍する生徒の就業状況の変化



通信制高等学校に在籍する生徒の実態等

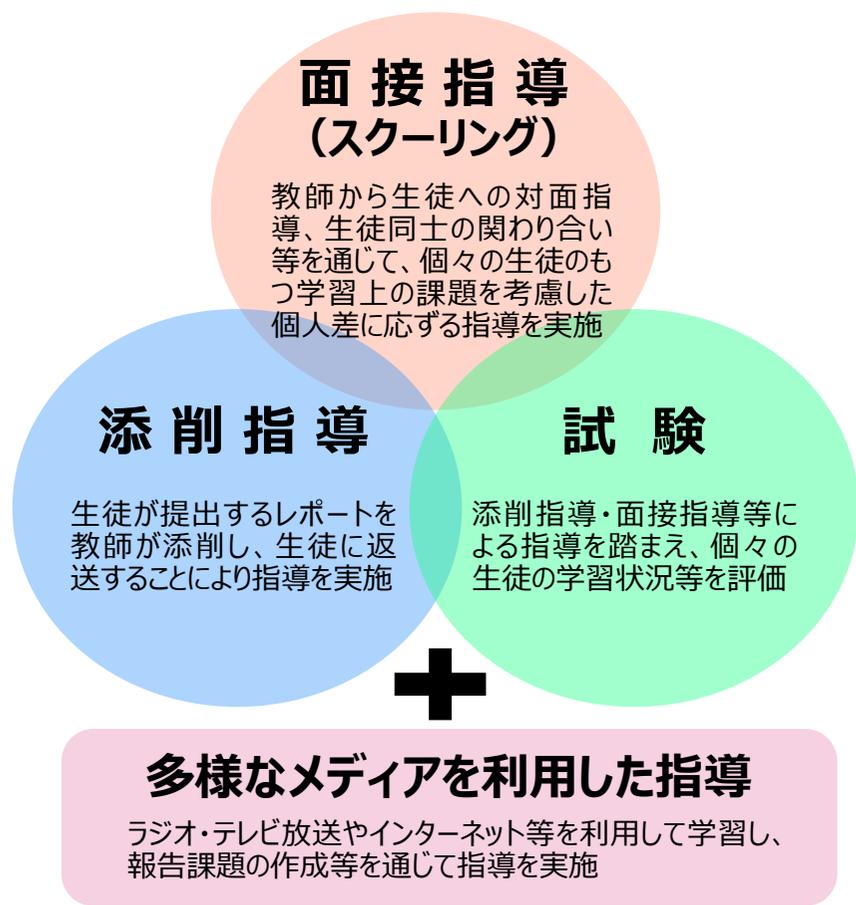
	狭域通信制	広域通信制 (※)
小・中学校及び前籍校における不登校経験がある生徒	65.6%	64.2%
外国とつながりがある（外国籍・日本語を母語としない）生徒	1.0%	0.6%
ひとり親家庭の生徒	28.2%	29.9%
特別な支援を必要とする生徒	7.9%	8.1%
非行経験（刑法犯罪等）を有する生徒	1.2%	0.6%
心療内科等に通院歴のある生徒	21.1%	21.4%

(※) 広域通信制とは3以上の都道府県において生徒募集を行うものを指す。

高等学校通信制課程の概要（通信教育の方法）

- 高等学校通信制課程は、勤労青年に高等学校教育の機会を提供するものとして戦後に制度化され、教室授業を中心とする全日制課程・定時制課程とは異なり、通信手段を主体とし、**生徒が自宅等で個別に自学自習することとして、添削指導・面接指導・試験の方法により教育を実施**している。また、これらに加えて**多様なメディアを利用した指導**を行うことができる。
- 近年では、学習時間や時期、方法等を自ら選択して**自分のペースで学ぶことができる通信教育ならではの長を生かして**、勤労青年のみならず、**スタートラインも目指すゴールも異なる多様な生徒に対して教育機会を提供**している。

通信教育の方法



教育課程の特例（※高等学校学習指導要領第1章第2款5）

- ・ 各教科・科目の添削指導の回数、面接指導の単位時間の標準は、全日制課程・定時制課程とは異なり、下表のとおり定められている。
- ・ 多様なメディアを利用して行う学習を計画的かつ継続的に取り入れて指導を行った場合には、**面接指導等の時間数のうち10分の6以内の時間数を免除**することができる（生徒の実態等を考慮して特に必要がある場合は、複数のメディアを利用することにより、合わせて10分の8以内の時間数を免除することができる）。※各教科・科目と特別活動について

1 単位当たりの添削指導及び面接指導の回数

各教科・科目等	添削指導 (回)	面接指導 (単位時間)
国語、地理歴史、公民及び数学に属する科目	3	1
理科に属する科目	3	4
保健体育に属する科目のうち「体育」	1	5
保健体育に属する科目のうち「保健」	3	1
芸術及び外国語に属する科目	3	4
家庭及び情報に属する科目並びに専門教科・科目	各教科・科目の必要に応じて2～3	各教科・科目の必要に応じて2～8

(※) 学校設定教科に関する科目のうち専門教科・科目以外のもの、理数に属する科目及び総合的な探究の時間の添削指導の回数及び面接指導の単位時間数は、1単位につき、それぞれ1回以上及び1単位時間以上確保した上で、各学校で設定。

(※) 特別活動は、ホームルーム活動を含めて、卒業までに30単位時間以上指導。

(※) 卒業に必要な単位数は、74単位以上。

広域通信制高校に対する点検調査を通じて明らかになった不適切な事案（概要）

- 平成27年のウィッツ青山学園高等学校の事案をはじめ、一部の通信制高等学校において違法・不適切な学校運営や教育活動等が明らかとなった状況を受けて、所轄庁と共同で広域通信制高等学校に対する実地での立ち入り調査（点検調査）を実施（これまで73校に対して実施（令和8年3月1日時点））。点検調査を通じて、例えば以下のような指摘がなされている。

点検調査で確認された不適切な教育活動等（例）

- ・ 学習指導要領で定める面接指導の回数が不足していた事案
- ・ 添削指導や面接指導の内容が高等学校教育にふさわしくないものだった事案
- ・ 相当する教員免許を有していない者が添削指導や面接指導を行っていた事案
- ・ 面接指導において生徒の出欠を確認しないままに単位認定を行っていた事案
- ・ 面接指導を対面ではなくオンラインのみで行っていた事案
- ・ 本校及び面接指導等実施施設以外の施設で面接指導や試験が実施されていた事案
- ・ 学則に定める収容定員に対して在籍生徒数が超過していた事案
- ・ 提携するサポート施設をあたかも高校のように表現し、生徒・保護者に誤解を与えていた事案
- ・ 所轄庁の認可を受けていない施設があたかも認可され設置されたように宣伝されていた事案

背景・目的

ウッツ青山学園高等学校における違法・不適切な学校運営等を踏まえ、協力者会議における検討を経て、高等学校通信教育の質の確保・向上を図るため、通信制の課程を置く高等学校（以下「実施校」という。）における**主体的な学校運営改善のための取り組みや、所轄庁における実施校に対する指導監督の際に参照すべき指針として策定したもの**

主な内容

1. 学校の管理運営に関する事項

①教職員の配置等

- ・添削指導等は教員免許状を有している教員により行うよう、教員配置を行うとともに、多様な生徒の事情に寄り添ったきめ細やかな指導を行うことができるよう、教員配置の充実を図ること。具体的には、教諭等の人数は、5又は生徒数を80で除して得た数のいずれか大きい方の数以上とすること。ただし、この教諭等の数の基準は最低基準であり、不登校経験者など多様な生徒が多数在籍する学校においては、適宜体制を見直すこと
- ・その他、SC、SSW等の配置等、支援の充実に努めること

②施設及び設備の整備等

- ・実施校は面接指導に必要な実験・実習施設や運動場等を確保すること

③通信教育連携協力施設の設置等

- ・面接指導等実施施設は、実施校の分校又は協力校であることを基本とし、実施校の身分を有する教職員が面接指導や成績評価等を行うこと
- ・面接指導等実施施設の編成等は、施設の種類、連携協力の内容、定員等を勘案して、通信教育規程の基準に照らすこと
- ・学習等支援施設の施設等は、教育上及び安全上支障がないものでなければならないこと

④通信教育連携協力施設との適切な連携協力関係の確保等

- ・添削指導等は実施校の校長の監督権が及ばない者に実施させないこと
- ・実施校と通信教育連携協力施設の業務が渾然一体とならないよう適切な措置を講じること
- ・生徒募集等の際に、実施校が行う高等学校通信教育と通信教育連携協力施設が独自に行う活動との区別を明確に説明すること

⑤学校評価

- ・通信教育連携協力施設についても自己評価の実施・公表を行うとともに、関係者評価の実施・公表に努めること
- ・第三者評価の積極的な活用を検討すること

⑥情報公開

- ・実施校は教育を行う区域等の情報を公表すること

⑦その他

- ・高等学校等就学支援金の代理受領等の事務を適正かつ確実に執行すること
- ・収容定員は、教職員の数その他教職員組織、施設、設備等を踏まえて適切に定めるべきであり、これらに合わない過大な収容定員を設定するべきではないこと
- ・学校保健計画、学校安全計画、危機等発生時対処要領など、法令で作成することが義務付けられている計画を作成すること

2. 教育課程等に関する事項

①教育課程及びそれに基づく指導と評価

- ・学習指導要領等の教育課程に関する法令に従い、適切な教育課程を編成すること
- ・各教科・科目等について、通信教育実施計画及び指導計画を作成すること
- ・通信制課程においても、全日制・定時制と同等の学習が求められていることを踏まえて、面接指導・添削課題等の学習時間や内容について、学習指導要領に定める目標を達成するものとなるよう、適切に設計の上、指導を行うこと

②添削指導及びその評価

- ・添削指導の回数を十分確保すること
- ・択一式や短答式の問題が大勢を占めるような課題は不適切であり、文章で解答する記述式を一定量取り入れること。また、正誤のみの記載ではなく、生徒の学習状況に応じた解説・自学自習に必要なアドバイス等を付すこと

③面接指導及びその評価

- ・各教科・科目の面接指導の単位時間数を十分確保すること。その際、複数の科目を同時に同一の教室で一人の教員が指導することは不適切であること
- ・一人一人の生徒の実態を十分把握し、年間指導計画に基づき、計画的、体系的に指導すること
- ・正規の教育課程ではない教育活動（いわゆる通学コース）は、面接指導と区別されるものであり、面接指導は指導要領等に基づき実施すること。実施校は生徒の履修状況を把握すること

④多様なメディアを利用した学習及び当該学習による面接指導等時間数の減免

- ・多様なメディアの利用形態は、オンデマンド型のみならず、少人数かつ同時双方向型で行うなど、個別最適で協働的な学びを実現する形での利用も考えられること
- ・報告課題の作成等により、その成果が満足できるものであるかを確認すること
- ・面接指導時間を10分の8まで大幅に減免できるのは、生徒の実態等を考慮して特に必要のある場合（自宅療養、登校困難、仕事・海外生活、教育効果の確保可能等）であり、極めて例外的な取扱いであること
- ・メディア学習は計画的かつ継続的に取り入れなければならないこと等

⑤試験及びその評価

- ・実施校の教職員の監督下で適切に実施すること
- ・試験問題が毎年同じもの又は添削課題と全く同じものとするなどの不適切な試験が実施されないよう留意するとともに、文章で解答する記述式を一定量取り入れること。

⑥学校設定教科・科目、総合的な学習の時間の実施

- ・年間指導計画に基づき、教員が指導要領等に則り適切に実施し、教育水準の確保等に十分配慮すること

⑦その他

- ・在籍しながら履修しない等の生徒への適切な指導・支援、特別支援教育コーディネーターの指名、スクールカウンセラーの配置など、きめ細かな支援に努めること

通信制課程に係る私立高等学校の認可基準（標準例）（令和5年11月策定）

背景・目的

- 令和4年8月29日に取りまとめられた「令和の日本型学校教育」の実現に向けた通信制高等学校の在り方に関する調査研究協力者会議（審議まとめ）等を踏まえ、**高等学校通信教育の質の確保・向上を図る観点から、設置認可の際に所轄庁において特に確認しておくことが望ましい標準的な事項を示すため策定**した。所轄庁において基準を策定する際は、本標準例に記載されていない事項も含めて適切に定めることが必要。
- 所轄庁は、認可後においても、関係法令や「高等学校通信教育の質の確保・向上のためのガイドライン」（平成28年9月策定。令和5年2月一部改訂。）等を踏まえて、実施校・通信教育連携協力施設の実態把握・指導監督を適切に行うことが必要。

主な内容（以下のうち※の記載は通知の際の留意事項）

[1] 立地条件等に関すること

- 1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行う施設などの教育にふさわしくない施設が実施校の周辺に立地していないなど、学校教育を行う上で適切な環境であること。

[2] 名称に関すること

- 1 実施校の名称は、高等学校の目的にふさわしいものであり、かつ、既存の高等学校又は中等教育学校のものと同じ又は紛らわしいものでないこと。
- 2 学科等の名称は、全日制又は定時制の課程と混同されるおそれがあるなど、教育内容について誤解を与えるものでないこと。

[3] 規模に関すること

- 1 実施校の収容定員は、生徒の教育環境を確保するため、通信教育を行う区域に属する都道府県内の生徒数の将来の見込みと、その時点において学校が用意している指導体制、施設及び設備等を踏まえた適切な数であること。
- 3 実施校の設置者は、実施校の収容定員及び通信教育連携協力施設の定員が適切であることを、根拠資料を用いて示すこと。

[4] 通信教育を行う区域に関すること

- 1 通信教育を行う区域は、面接指導や試験等を実施する上で支障のない範囲で定めること。
- 2 通信教育を行う区域に他の都道府県を加える場合は、当該区域に属する都道府県内における生徒の募集見込等を踏まえた当該都道府県の意向を考慮しなければならないこと。
※実施校の設置者が通信教育連携協力施設を他の都道府県に設ける場合も同様に、当該都道府県の意向を考慮すべきである。

[5] 教職員組織に関すること

- 1 実施校における通信制の課程に係る副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭及び教諭の数は、5又は当該課程に在籍する生徒数（新たに設置する通信制の課程にあっては、当該課程に在籍する生徒の見込数）を80で除して得た数のうちいずれか大きい方の数以上とし、かつ、教育上支障がないものとする。ただし、教諭は、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、助教諭又は講師をもってこれに代えることができ、実施校に置く教員等は、教育上必要と認められる場合は、他の学校の教員等と兼ねることができる。 ※学校では教育をつかさどる職員として教諭を専任で置くことが原則であり、助教諭又は講師に代えることは、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合に限られるものであること、また、他校教員との兼務は、通信制課程において特色ある教育を行う上で、他校の協力を求める場合など、教育上必要と認められる場合に行われるものであることに十分留意する必要がある。
- 2 実施校において編制する教育課程の実施に当たり必要な各教科の免許を持つ教員の配置がなされていること。
- 5 学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第23条第1項及び第2項の規定に基づき、学校医、学校歯科医及び学校薬剤師を置くこと。

通信制課程に係る私立高等学校の認可基準（標準例）（令和5年11月策定）

[6] 施設及び設備に関すること

- 1 実施校の施設及び設備は、設置者の自己所有である等、長期的・安定的な教育を行う上で支障のないものであること。
- 2 実施校の校舎には、教室（普通教室、特別教室等）、図書室、保健室、職員室を備えるものとし、必要に応じて専門教育を施すための施設を設けること。特別教室には、実施校の教育課程に規定される教科・科目等の面接指導に必要な実験・実習等のための設備を備えること。また、体育の面接指導に必要な運動場等を確保すること。

[7] 通信教育連携協力施設に関すること

- 3 通信教育連携協力施設は、周辺に教育にふさわしくない施設が立地していないなど、教育を行う上で適切な環境であること。
- 4 面接指導等実施施設の施設及び設備、指導体制等は、当該面接指導等実施施設と実施校との連携協力の内容等に応じて、実施校と同等の水準又は面接指導や試験等を適切に実施することができるものであること。
- 6 実施校の設置者は、通信教育連携協力施設を設ける場合には、前3項の基準を満たすことを確認し、その結果を文書により示すこと。また、当該通信教育連携協力施設を他の都道府県に設ける場合には、当該都道府県の知事が定める高等学校通信制課程の設置認可基準（当該基準が定められていないとき又は公表されていないときを除く。）を参酌して確認を行うものとし、その結果もあわせて文書により示すこと。
※認可時だけでなく、当該通信教育連携協力施設を設けた後も、引き続き当該基準を参酌し、適切な維持管理に努めるべきである。
- 9 通信教育連携協力施設の名称は、当該通信教育連携協力施設が高等学校であるとの誤解を招くような名称その他不適切な名称でないこと。
- 11 実施校の設置者は、通信教育連携協力施設において生徒募集等が行われる場合には、募集要項やパンフレット等において、実施校が行う高等学校通信教育と通信教育連携協力施設が独自に行う活動の別や、それに係る費用の区別について、生徒・保護者に適切かつ明確な説明が行われるよう指導すること。

[8] 通信教育の方法等に関すること

- 1 通信教育の実施に当たっては、高等学校学習指導要領（平成30年文部科学省告示第68号）等に基づき、適切に実施すること。
- 2 実施校の設置者は、特に以下を満たす体制を整えること。
 - (1) 添削指導、面接指導及び試験並びにその評価は、各教科の教員免許状を取得している実施校の教員が行うこと。
 - (2) 各教科・科目及び総合的な探究の時間、特別活動は、高等学校学習指導要領において定める添削指導の回数や面接指導の単位時間数の標準を踏まえた、十分な指導回数を確保すること。
 - (3) 添削指導に用いる課題については、知識・技能のみならず、思考力・判断力・表現力等を育む観点から、文章で解答する記述式を一定量取り入れること。
 - (4) 面接指導については、生徒を実施校又は面接指導実施施設のいずれかに登校させて行うこと。この際、少人数で行うことを基本とし、多くとも40人を超えない範囲内で設定すること。
 - (5) 通信教育を行うに当たっては、試験並びに多様なメディアを利用して行う学習及び当該学習による報告課題の作成等によりその成果が満足できると認められる場合の面接指導等時間数の免除の運用等も含め、高等学校教育として必要とされる学習の量と質を確保して行うこと。

[9] その他

- 1 実施校は、いじめ防止対策推進法第13条に規定する学校いじめ防止基本方針、消防法第8条第1項に規定する消防計画、学校保健安全法第5条に規定する学校保健計画、同法第27条に規定する学校安全計画、同法第29条第1項に規定する危険等発生時対処要領、高等学校通信教育規程第4条の3に規定する通信教育実施計画など、法令上作成することが義務付けられている計画について作成すること。
- 2 実施校は、適切な体制を整えた上で、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によって高等学校通信教育規程第14条第1項に規定する情報の公表を行うこと。その際、実施校及び通信教育連携協力施設における教育の方法・内容、授業料・入学料等の費用その他の情報について、生徒・保護者に誤解を招くおそれのないように適切に表示すること。

三党合意に基づく令和8年度以降の高校教育等の 振興方策について(抜粋)

令和7年10月29日
自由民主党・公明党・日本維新の会
無償化を含む、多様で質の高い
教育の在り方に関する検討チーム

1. 高等学校等就学支援金制度について

(2) 支給上限額

- 就学支援金の支給上限額については、私立全日制は現行39.6万円を45.7万円とするとともに、私立通信制については、支給上限額を33.7万円とする。併せて、通信制高校等における管理・運営の適正化や教育の質の確保・向上に向けて情報公開の徹底や点検の強化等の改善方策を早急に取り組む。

2. 高校教育の振興を含む人材育成システムの改革について

(2) 高校教育の質の確保・向上

- 私立通信制については、広域通信制高校における教育の質の確保・向上や管理・運営の適正化、情報公開の徹底や点検の強化、設置者の運営基盤の安定等の論点を整理し、早急に定時制教育及び通信教育振興法を改正し、多様な生徒たちが取り残されない教育環境の整備を目指す。

2. 高校改革の方向性～2040年に向けた高校の姿～

（視点3を実現するための取組の方向性）

通信制高校は、勤労青年に高校教育の機会を提供することを目的として制度化されたものであるが、現在、不登校経験など多様な背景を有する生徒に対して学習機会を提供する役割を担っている面もある。

一方、不適切な学校運営や教育活動が指摘されている通信制高校も存在するため、時代に即した高等学校の定時制教育及び通信教育振興法（昭和28年法律第238号）の見直しが求められる。また、国の「高等学校通信教育の質の確保・向上のためのガイドライン」などに基づき、都道府県は継続的な指導・助言を行うとともに、各学校においては情報公開の徹底を図る。

※視点3は、一人一人の多様な学習ニーズに対応した教育機会・アクセスの確保

検討の方向性

【通信制高校を取り巻く状況】

- 通信制課程は、勤労青年に高校教育の機会を提供することを目的として制度化されたものであるため、自宅等で自立して学習することが前提となっているが、実際は勤労青年だけでなく、不登校経験を有する生徒や特別な支援を必要とする生徒など、多様な背景を有する生徒が多く在籍している状況にある。
- 通信制課程の生徒についても、一人一人の個性や実情に応じて多様な可能性を伸ばす「多様性への対応」を図りつつ、義務教育において育成された資質・能力を更に発展させながら、その後の進路にかかわらず、自立した学習者として社会で生きていくために広く必要となる資質・能力を身に付けられるよう、「共通性の確保」を併せて進めることが必要である。
- さらに、生徒が人間関係を築きながら社会性を育み、自分のよさや可能性を認識し、多様な人々と協働する機会を充実させていくことが重要である。

【教育の質の確保・向上】

- 通信制課程における教育は、添削指導や面接指導などにより行われるが、全日制・定時制課程と同等の学習が求められるものであり、学習指導要領において、各教科・科目の添削指導の回数と面接指導の単位時間数の標準を示している。各学校においては、柔軟に具体的な回数や時間を設定し、自学自習も含めて十分な学習量を確保する必要がある。また、教師と生徒あるいは生徒同士が直接関わる機会の充実を図ることや、多様な背景を有する生徒へのきめ細かな対応をしていくことが重要である。
- 一方、国や所轄庁から随時改善に向けた指導を行っているが、依然として、不適切な学校運営や教育活動が指摘されている通信制高校も存在するため、教育の更なる質の確保・向上を図る必要がある。三党合意や「高校教育改革に関する基本方針（グランドデザイン）」においても、その必要性が示されている。

これらの前提を踏まえ、通信制課程における学びを実質化させるための改善と、通信制高校には多様な背景を有する生徒が多く在籍している現状のバランスを考慮しながら、具体的な教育課程の在り方を検討する。

前回改訂の内容

【平成21年改訂】

- 学校設定教科に関する科目のうち専門教科・科目以外のものの添削指導の回数及び面接指導の単位時間数については、各学校が定めるものとする。
- 総合的な学習の時間の添削指導の回数及び面接指導の単位時間数については、各学校において、学習活動に応じ適切に定めるものとする。
- 学校が、その指導計画に、各教科・科目又は特別活動について計画的かつ継続的に行われるラジオ放送、テレビ放送その他の多様なメディアを利用して行う学習を取り入れた場合で、
…（中略）…
その生徒について、その各教科・科目の面接指導の時間数又は特別活動の時間数のうち、各メディアごとにそれぞれ10分の6以内の時間数を免除することができる。ただし、免除する時間数は、合わせて10分の8を超えることができない

【平成30年改訂】

- 学校設定教科に関する科目のうち専門教科・科目以外のものの添削指導の回数及び面接指導の単位時間数については、**1単位につき、それぞれ1回以上及び1単位時間以上を確保した上で、各学校が適切に定めるものとする。**
- **理数に属する科目及び総合的な探究の時間**の添削指導の回数及び面接指導の単位時間数については、**1単位につき、それぞれ1回以上及び1単位時間以上を確保した上で、各学校において、学習活動に応じ適切に定めるものとする。**
- 学校が、その指導計画に、各教科・科目又は特別活動について**体系的**に行われるラジオ放送、テレビ放送その他の多様なメディアを利用して行う学習を計画的かつ継続的に取り入れた場合で、
…（中略）…
その生徒について、その各教科・科目の面接指導の時間数又は特別活動の時間数（以下「面接指導等時間数」という。）のうち、10分の6以内の時間数を免除することができる。**また、生徒の実態等を考慮して特に必要がある場合は、面接指導等時間数のうち、複数のメディアを利用することにより、各メディアごとにそれぞれ10分の6以内の時間数を免除することができる。ただし、免除する時間数は、合わせて10分の8を超えることができない。**
なお、生徒の面接指導等時間数を免除しようとする場合には、添削指導及び面接指導との関連を図り、第3款の2に示す事項に配慮しながら、本来行われるべき学習の量と質を低下させることがないように十分配慮しなければならない。

学校設定教科に関する科目等関係

「高等学校通信教育の質の確保・向上方策について(審議のまとめ)」(平成29年7月)

広域通信制高等学校の質の確保・向上に関する調査研究協力者会議

第3章 高等学校通信教育の質の確保・向上に関する課題と対応方策

(1) 教育課程の適切な編成・実施等について (全ての通信制高等学校で共通的に実施すべきことの明確化等)

③ 学校設定教科・科目等について

[現状及び課題] (抜粋)

- 点検調査においては、学校設定教科・科目について、複数の学校において、次のような課題が明らかになったところである。
 - ・ 年間指導計画等が作成されておらず、生徒の学習状況の把握及び評価も十分に行われていない。
 - ・ 年間指導計画が抽象的な内容にとどまり、高等学校教育の目標及びその水準の維持等に十分配慮した目標や内容等が定められておらず、単なる体験活動に単位を認定するような運用になっている。
 - ・ **添削指導の回数が2単位当たり1回となっており、面接指導も1単位当たり1単位時間未満の実施となっているなど、添削指導や面接指導等の時間数が十分に確保されていない。**
 - ・ 一部の学校設定教科・科目について、高等学校の教育免許状を有していない、教員ではない者に添削指導及び面接指導を行わせている。
- 上記のような課題が生じている学校の中には、ほとんどの生徒が学校設定教科・科目を10単位以上修得するよう指導を行い、生徒が卒業までに修得すべき単位数の相当割合を占めているケースもあり、学習の量と質が担保されないという意味において、高等学校通信教育の空洞化につながりかねない実態が確認されている。
- 添削指導の回数や面接指導の単位時間数が不十分であることについては、**学習指導要領において、学校設定教科・科目については具体的な標準が定められておらず、「各学校が定めるものとする。」とされていることをもって、学校において、高等学校教育の目標及びその水準の維持等に十分配慮することなく、添削指導の回数や面接指導の単位時間数を低く設定しているものと考えられる。**
- なお、添削指導の回数や面接指導の単位時間数が十分に確保されていない場合があるという問題については、学習指導要領において「添削指導の回数及び面接指導の単位時間数については、各学校において、学習活動に応じ適切に定めるものとする。」とされている**総合的な学習の時間についても、点検調査を通じて同様に明らかとなっているところ**である。

[対応方策] (抜粋)

- 特色ある教育課程を編成する等といった観点から学校の裁量が生かされる余地は残しつつも、例えば、**学校設定教科・科目の1単位当たり1回以上の添削指導、1単位時間以上の面接指導の実施が必要であることについて、明確化を図るなどの措置を講ずることも必要**であり、また、**総合的な学習の時間についても、同様の措置を講ずることが必要**であると考えられる。

メディア減免関係

「高等学校通信教育の質の確保・向上方策について(審議のまとめ)」(平成29年7月)

広域通信制高等学校の質の確保・向上に関する調査研究協力者会議

第3章 高等学校通信教育の質の確保・向上に関する課題と対応方策

(1) 教育課程の適切な編成・実施等について (全ての通信制高等学校で共通的に実施すべきことの明確化等)

② 面接指導及び多様なメディアを活用して行う学習による面接指導時間数の減免について

[現状及び課題] (抜粋)

- 減免を巡っては、一部の学校に見られる一律に10分の6を超える免除を行うという運用が、教育上適切であるかという点も検討が必要である。
- 特に一部の広域通信制高等学校においては、面接指導は全て集中スクーリングの形式で実施し、一律に10分の6を超える減免を行うという運用がなされている。点検調査においては、このような運用について、学校側から、数日間の面接指導に参加することが非常に困難である生徒への配慮等の観点から行っているといった説明がなされることもあった。そうであるならば、減免の対象となる生徒について要件等を設定し、生徒の状態を個別に見極めた上で減免を認めるか否かの判断を行うべきと考えられるが、そのような取組を行っている広域通信制高等学校はほとんど見受けられない。
一方で、減免について、限定的・抑制的に運用していることが多い公立については、減免の対象となる生徒について、例えば、「病気等の特別な事情」として、具体的に、「慢性的な病気や事故のため、入院または自宅療養を必要とする」、「いじめ、人間関係など心因的な事情により登校できない生徒」、「仕事に従事しており、どうしても時間の調整がつかない場合」といった基準を示している学校も少なくない。
- 10分の6を超え、最大10分の8までの減免を行うためには、複数のメディアを利用した学習を取り入れることが必要である。メディア学習の内容が適切であり、計画的・継続的であることなどが担保されている場合、10分の8まで減免を行うことが認められているが、先に述べた面接指導の重要性等を踏まえると、個々の生徒の状況に関わらず、一律に10分の6を超える減免を行うことは望ましくないものと考えられる。

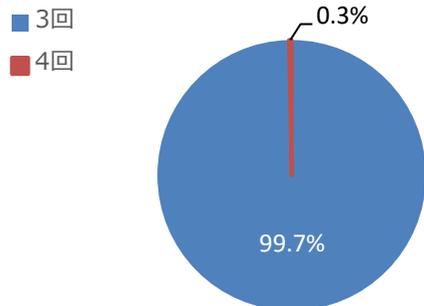
[対応方策] (抜粋)

- 10分の6を超える減免については、各学校における創意工夫や、生徒の実態に応じた柔軟な対応を可能とする現在の仕組みは基本的に維持しつつも、例えば、各学校において、対象となる生徒の要件等について基準を定めることとし、国においても、基準設定において参考となる基本的な考え方を示すことなどにより、メディア学習の効果的な活用と面接指導の充実とのバランスが取れた運用を促すことが求められると考える。

① 各校で定める添削指導回数及び設問数

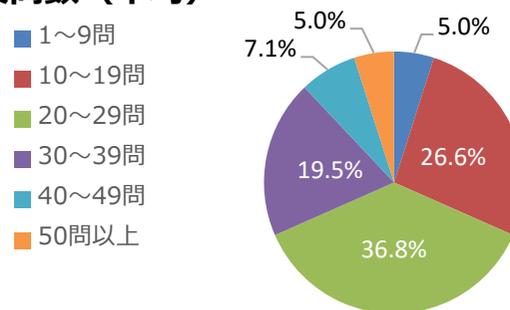
※通信制課程を置く高等学校323校を対象に調査
（令和7年5月1日現在の学校数であり、休校中や生徒募集停止中により在籍生徒がない学校等を除く。）

○各校で定める1単位当たりの添削指導回数



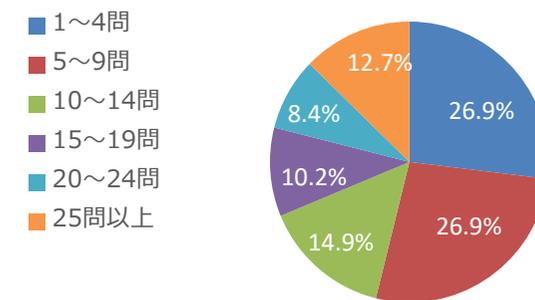
	3回 (標準回数)	4回	合計
学校数	322	1	323

○各校で定める添削課題1回当たりの設問数（平均）



	1～9問	10～19問	20～29問	30～39問
学校数	16	86	119	63
	40～49問	50問以上	合計	
学校数	23	16	323	

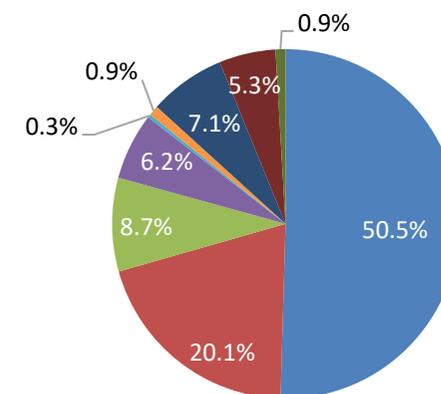
○各校で定める添削課題1回当たりの記述式問題の設問数（平均）



	1～4問	5～9問	10～14問	15～19問
学校数	87	87	48	33
	20～24問	25問以上	合計	
学校数	27	41	323	

② 各校で定める添削課題の種類

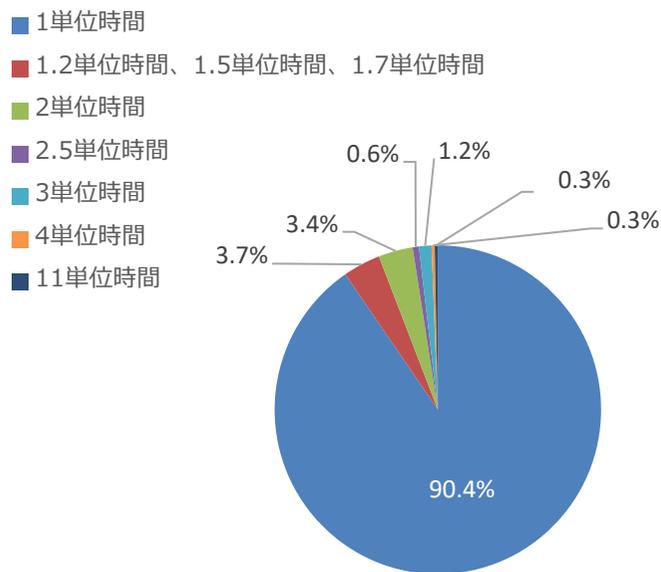
- 自校制作課題（紙媒体での回答）
- 自校制作課題（オンラインでの回答）
- 自校制作課題（紙媒体とオンラインでの回答を併用）
- 市販教材を用いた課題（紙媒体での回答）
- 市販教材を用いた課題（オンラインでの回答）
- 市販教材を用いた課題（紙媒体とオンラインでの回答を併用）
- 自校制作と市販教材を用いた課題の併用（紙媒体での回答）
- 自校制作と市販教材を用いた課題の併用（オンラインでの回答）
- 自校制作と市販教材を用いた課題の併用（紙媒体とオンラインでの回答を併用）



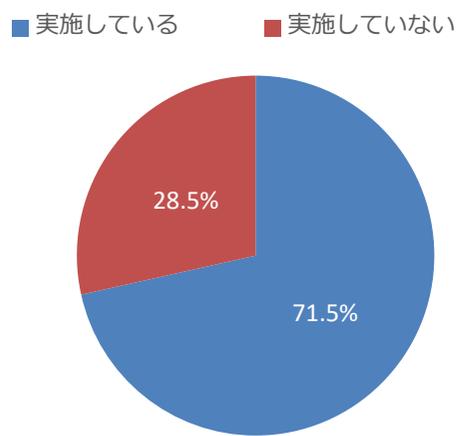
	自校制作課題			市販教材を用いた課題			自校制作と市販教材を用いた課題の併用			合計
	紙媒体での回答	オンラインでの回答	紙媒体とオンラインでの回答を併用	紙媒体での回答	オンラインでの回答	紙媒体とオンラインでの回答を併用	紙媒体での回答	オンラインでの回答	紙媒体とオンラインでの回答を併用	
学校数	163	65	28	20	1	3	23	17	3	323

③ 各校で定める面接指導の単位時間数及び 多様なメディアを利用して行う学習による面接指導時間数の減免状況

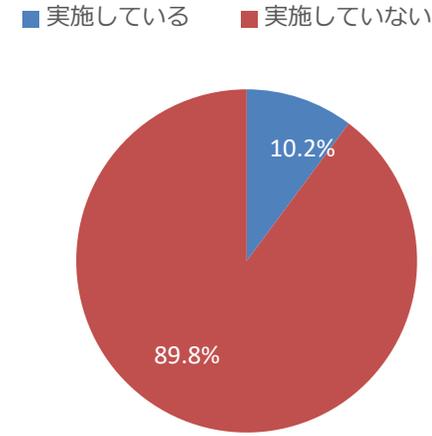
○各校で定める1単位当たりの面接指導単位時間数



○多様なメディアを利用して行う学習による面接指導時間数の減免を「10分の6以内の時間数」で行う学校数



○多様なメディアを利用して行う学習による面接指導時間数の減免を「10分の8以内の時間数」で行う学校数



	1単位時間 (標準時間)	1.2単位時間 1.5単位時間 1.7単位時間	2単位時間		
学校数	292	12	11		
2.5単位時間	3単位時間	4単位時間	11単位時間	合計	
	2	4	1	1	323

	実施して いる	実施して いない	合計
学校数	231	92	323

	実施して いる	実施して いない	合計
学校数	33	290	323

※ 1単位当たりの面接指導単位時間数について、開設コースごとに単位時間数が異なる場合は全てのコースの平均単位時間数としたり、例えば、2単位で3単位時間と定めている場合は、1単位当たりの単位時間数を1.5単位時間としたりしている。

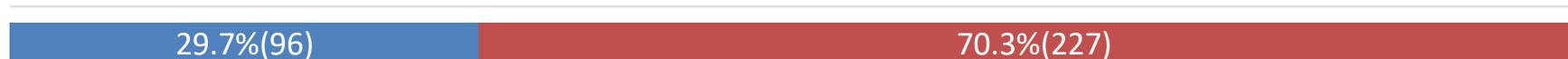
④ 各校で実施する多様なメディアを利用して行う学習におけるメディアの種類（延べ数）

	高校講座			自校制作			その他			インターネットを利用した指導 (同時双方向)	合計 (学校数)
	テレビ・ラジオ	DVD・ビデオ	インターネットによる映像授業等の一方向配信	テレビ・ラジオ	DVD・ビデオ	インターネットによる映像授業等の一方向配信	テレビ・ラジオ	DVD・ビデオ	インターネットによる映像授業等の一方向配信		
公立	51	3	48	0	0	1	0	1	5	1	110
私立	55	5	75	1	4	39	1	7	76	24	287
株立	5	0	6	0	1	5	0	0	8	2	27
全体	111	8	129	1	5	45	1	8	89	27	424

⑤ 学び直しの状況

- 既存科目の中で義務教育段階での学習内容の確実な定着を図るための指導を行っている学校数

■ 実施している ■ 実施していない



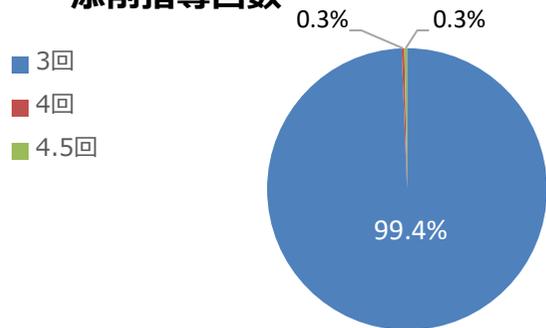
- 既存科目の中で義務教育段階での学習内容の確実な定着を図るための指導を行っている場合、その内容が指導内容全体に占める割合

■ 1-2割 ■ 3-4割 ■ 5-6割 ■ 7-8割 ■ 9-10割

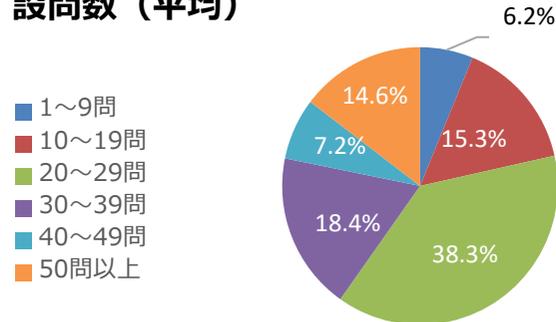


① 各校で定める添削指導回数及び設問数

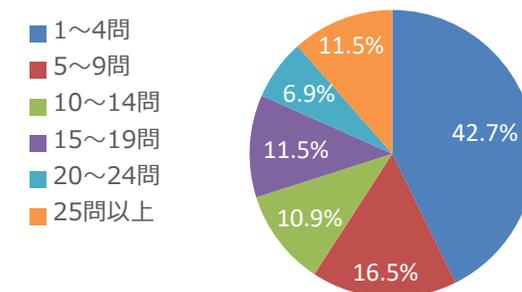
○各校で定める1単位当たりの添削指導回数



○各校で定める添削課題1回当たりの設問数（平均）



○各校で定める添削課題1回当たりの記述式問題の設問数（平均）



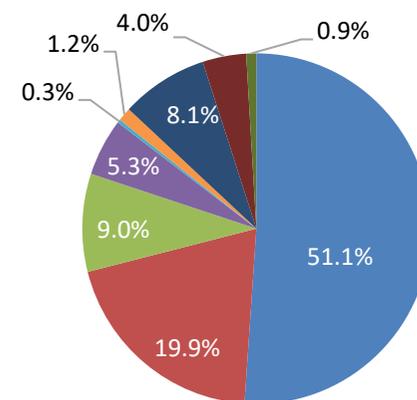
	3回 (標準回数)	4回	4.5回	合計
学校数	319	1	1	321

	1～9問	10～19問	20～29問	30～39問
学校数	20	49	123	59
40～49問	50問以上		合計	
	23	47	321	

	1～4問	5～9問	10～14問	15～19問
学校数	137	53	35	37
20～24問	25問以上		合計	
	22	37	321	

② 各校で定める添削課題の種類

- 自校制作課題（紙媒体での回答）
- 自校制作課題（オンラインでの回答）
- 自校制作課題（紙媒体とオンラインでの回答を併用）
- 市販教材を用いた課題（紙媒体での回答）
- 市販教材を用いた課題（オンラインでの回答）
- 市販教材を用いた課題（紙媒体とオンラインでの回答を併用）
- 自校制作と市販教材を用いた課題の併用（紙媒体での回答）
- 自校制作と市販教材を用いた課題の併用（オンラインでの回答）
- 自校制作と市販教材を用いた課題の併用（紙媒体とオンラインでの回答を併用）



学校数	自校制作課題			市販教材を用いた課題			自校制作と市販教材を用いた課題の併用			合計
	紙媒体での回答	オンラインでの回答	紙媒体とオンラインでの回答を併用	紙媒体での回答	オンラインでの回答	紙媒体とオンラインでの回答を併用	紙媒体での回答	オンラインでの回答	紙媒体とオンラインでの回答を併用	
	164	64	29	17	1	4	26	13	3	321

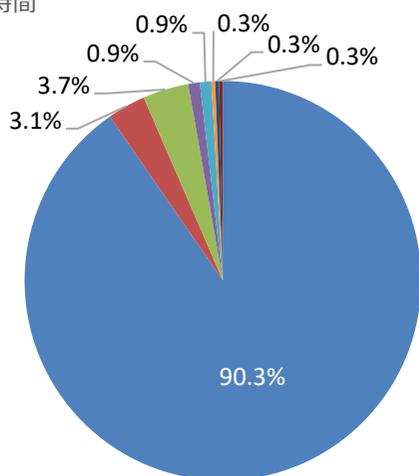
※令和7年度新設校のため、「歴史総合」の科目の開講がない2校を除く。

※1単位当たりの添削指導回数について、2単位で9回と定めている場合は、1単位当たりの添削指導回数を4.5回としている。

③ 各校で定める面接指導の単位時間数及び 多様なメディアを利用して行う学習による面接指導時間数の減免状況

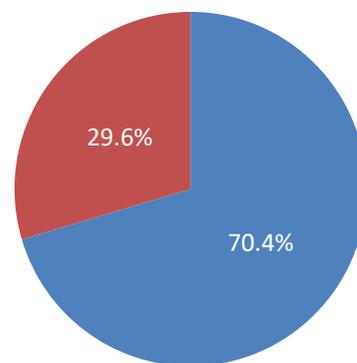
○各校で定める1単位当たりの面接指導単位時間数

- 1単位時間
- 1.5単位時間、1.7単位時間
- 2単位時間
- 2.5単位時間
- 3単位時間
- 3.5単位時間
- 4単位時間
- 6単位時間



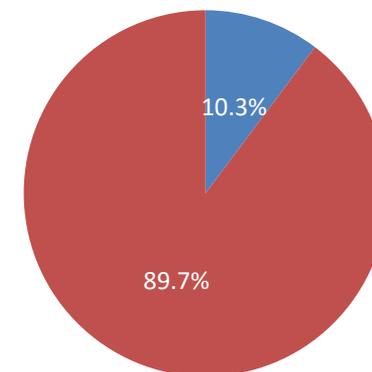
○多様なメディアを利用して行う学習による面接指導時間数の減免を「10分の6以内の時間数」で行う学校数

- 実施している
- 実施していない



○多様なメディアを利用して行う学習による面接指導時間数の減免を「10分の8以内の時間数」で行う学校数

- 実施している
- 実施していない



	1単位時間 (標準時間)	1.5単位時間 1.7単位時間	2単位時間	2.5単位時間	
学校数	290	10	12	3	
	3単位時間	3.5単位時間	4単位時間	6単位時間	合計
学校数	3	1	1	1	321

	実施して いる	実施して いない	合計
学校数	226	95	321

	実施して いる	実施して いない	合計
学校数	33	288	321

※令和7年度新設校のため、「歴史総合」の科目の開講がない2校を除く。

※1単位当たりの面接指導単位時間数について、開設コースごとに単位時間数が異なる場合は全てのコースの平均単位時間数としたり、例えば、2単位で3単位時間と定めている場合は、1単位当たりの単位時間数を1.5単位時間としたりしている。

④ 各校で実施する多様なメディアを利用して行う学習におけるメディアの種類（延べ数）

	高校講座			自校制作			その他			インターネットを利用した指導 (同時双方向)	合計 (学校数)
	テレビ・ラジオ	DVD・ビデオ	インターネットによる映像授業等の一方向配信	テレビ・ラジオ	DVD・ビデオ	インターネットによる映像授業等の一方向配信	テレビ・ラジオ	DVD・ビデオ	インターネットによる映像授業等の一方向配信		
公立	46	2	46	0	0	1	0	1	4	1	101
私立	54	5	78	1	4	37	4	8	75	23	289
株立	5	0	3	0	1	5	0	0	5	2	21
全体	105	7	127	1	5	43	4	9	84	26	411

⑤ 学び直しの状況

- 既存科目の中で義務教育段階での学習内容の確実な定着を図るための指導を行っている学校数

■ 実施している ■ 実施していない



- 既存科目の中で義務教育段階での学習内容の確実な定着を図るための指導を行っている場合、その内容が指導内容全体に占める割合

■ 1-2割 ■ 3-4割 ■ 5-6割 ■ 7-8割 ■ 9-10割

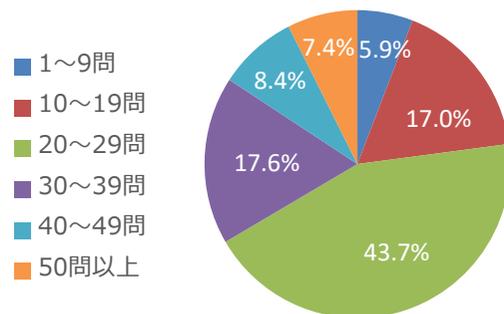


① 各校で定める添削指導回数及び設問数

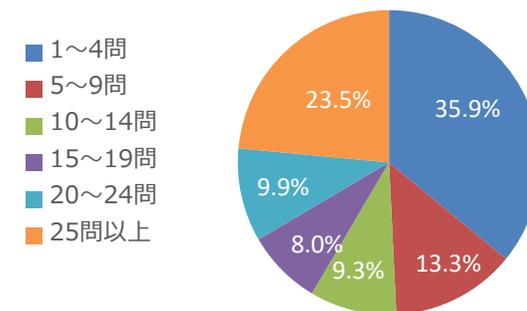
○各校で定める1単位当たりの添削指導回数



○各校で定める添削課題1回当たりの設問数（平均）



○各校で定める添削課題1回当たりの記述式問題の設問数（平均）



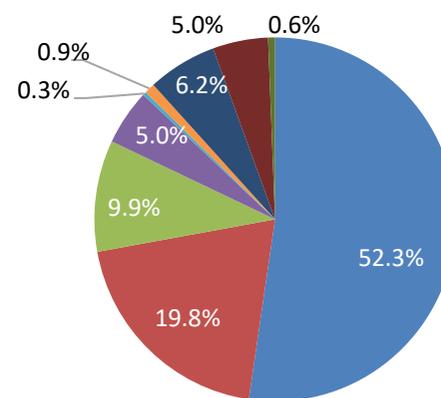
	3回 (標準回数)	3.6回	4回	合計
学校数	320	1	2	323

	1~9問	10~19問	20~29問	30~39問
学校数	19	55	141	57
	40~49問	50問以上	合計	
	27	24	323	

	1~4問	5~9問	10~14問	15~19問
学校数	116	43	30	26
	20~24問	25問以上	合計	
	32	76	323	

② 各校で定める添削課題の種類

- 自校制作課題（紙媒体での回答）
- 自校制作課題（オンラインでの回答）
- 自校制作課題（紙媒体とオンラインでの回答を併用）
- 市販教材を用いた課題（紙媒体での回答）
- 市販教材を用いた課題（オンラインでの回答）
- 市販教材を用いた課題（紙媒体とオンラインでの回答を併用）
- 自校制作と市販教材を用いた課題の併用（紙媒体での回答）
- 自校制作と市販教材を用いた課題の併用（オンラインでの回答）
- 自校制作と市販教材を用いた課題の併用（紙媒体とオンラインでの回答を併用）



	自校制作課題			市販教材を用いた課題			自校制作と市販教材を用いた課題の併用			合計
	紙媒体での回答	オンラインでの回答	紙媒体とオンラインでの回答を併用	紙媒体での回答	オンラインでの回答	紙媒体とオンラインでの回答を併用	紙媒体での回答	オンラインでの回答	紙媒体とオンラインでの回答を併用	
学校数	169	64	32	16	1	3	20	16	2	323

※ 1単位当たりの添削指導回数について、5単位で18回と定めている場合は、1単位当たりの添削指導回数を3.6回としている。

④ 各校で実施する多様なメディアを利用して行う学習におけるメディアの種類（延べ数）

	高校講座			自校制作			その他			インターネットを利用した指導 (同時双方向)	合計 (学校数)
	テレビ・ラジオ	DVD・ビデオ	インターネットによる映像授業等の一方向配信	テレビ・ラジオ	DVD・ビデオ	インターネットによる映像授業等の一方向配信	テレビ・ラジオ	DVD・ビデオ	インターネットによる映像授業等の一方向配信		
公立	53	4	49	0	0	6	1	1	7	1	122
私立	54	6	79	1	5	38	1	7	79	27	297
株立	5	0	5	0	1	5	0	0	6	2	24
全体	112	10	133	1	6	49	2	8	92	30	443

⑤ 学び直しの状況

- 既存科目の中で義務教育段階での学習内容の確実な定着を図るための指導を行っている学校数

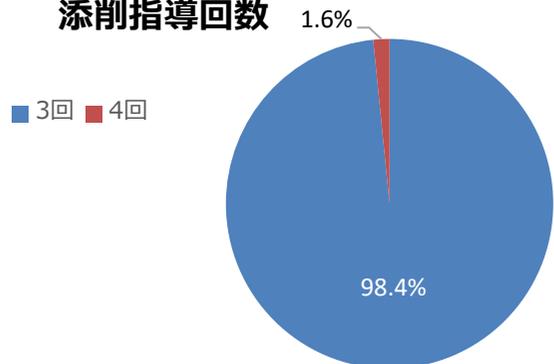


- 既存科目の中で義務教育段階での学習内容の確実な定着を図るための指導を行っている場合、その内容が指導内容全体に占める割合



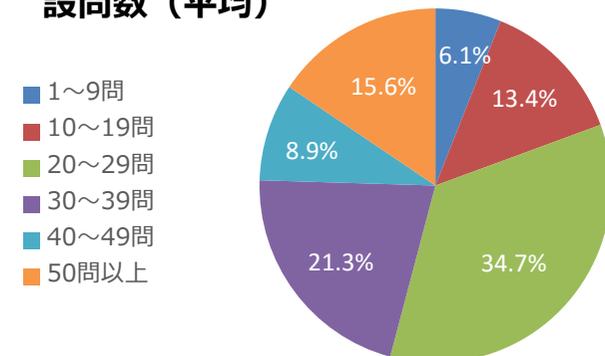
① 各校で定める添削指導回数及び設問数

○各校で定める1単位当たりの添削指導回数



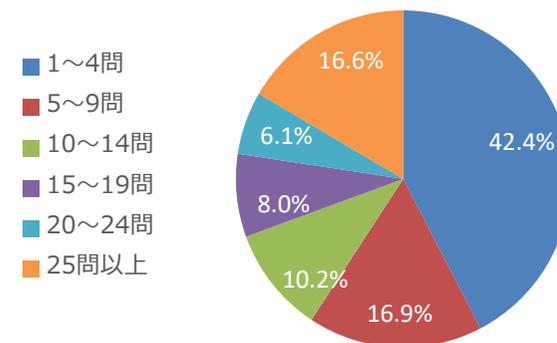
	3回 (標準回数)	4回	合計
学校数	309	5	314

○各校で定める添削課題1回当たりの設問数（平均）



	1~9問	10~19問	20~29問	
学校数	19	42	109	
	30~39問	40~49問	50問以上	合計
学校数	67	28	49	314

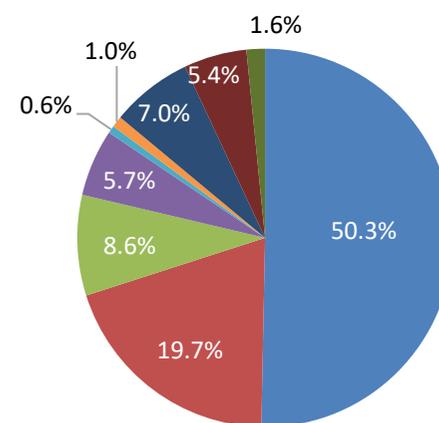
○各校で定める添削課題1回当たりの記述式問題の設問数（平均）



	1~4問	5~9問	10~14問	
学校数	133	53	32	
	15~19問	20~24問	25問以上	合計
学校数	25	19	52	314

② 各校で定める添削課題の種類

- 自校制作課題（紙媒体での回答）
- 自校制作課題（オンラインでの回答）
- 自校制作課題（紙媒体とオンラインでの回答を併用）
- 市販教材を用いた課題（紙媒体での回答）
- 市販教材を用いた課題（オンラインでの回答）
- 市販教材を用いた課題（紙媒体とオンラインでの回答を併用）
- 自校制作と市販教材を用いた課題の併用（紙媒体での回答）
- 自校制作と市販教材を用いた課題の併用（オンラインでの回答）
- 自校制作と市販教材を用いた課題の併用（紙媒体とオンラインでの回答を併用）

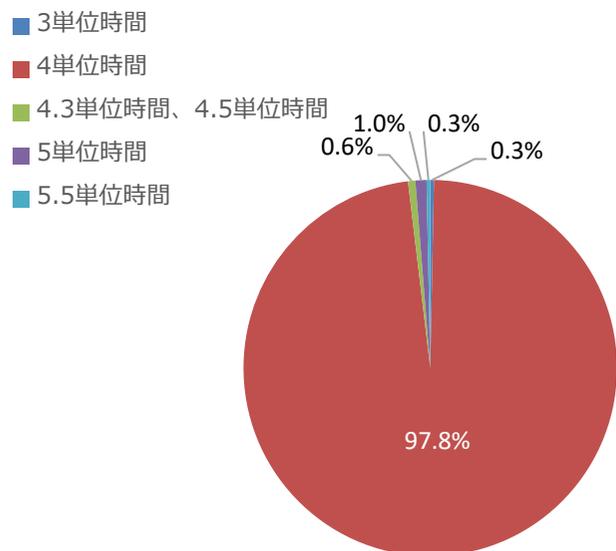


	自校制作課題			市販教材を用いた課題			自校制作と市販教材を用いた課題の併用			合計
	紙媒体での回答	オンラインでの回答	紙媒体とオンラインでの回答を併用	紙媒体での回答	オンラインでの回答	紙媒体とオンラインでの回答を併用	紙媒体での回答	オンラインでの回答	紙媒体とオンラインでの回答を併用	
学校数	158	62	27	18	2	3	22	17	5	314

※「生物基礎」の科目の開講がない9校を除く。

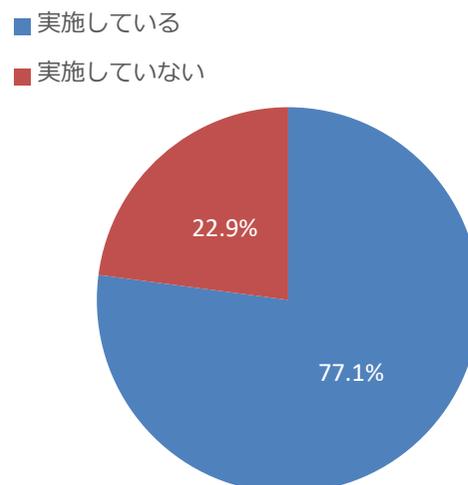
③ 各校で定める面接指導の単位時間数及び 多様なメディアを利用して行う学習による面接指導時間数の減免状況

○各校で定める1単位当たりの面接指導単位時間数



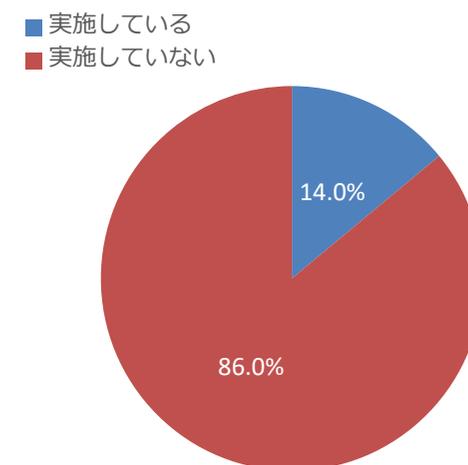
	3単位時間	4単位時間 (標準時間)	4.3単位時間 4.5単位時間
学校数	1 (◎)	307	2
5単位時間	5.5単位時間		合計
3	1	314	

○多様なメディアを利用して行う学習による面接指導時間数の減免を「10分の6以内の時間数」で行う学校数



	実施している	実施していない	合計
学校数	242	72	314

○多様なメディアを利用して行う学習による面接指導時間数の減免を「10分の8以内の時間数」で行う学校数



	実施している	実施していない	合計
学校数	44	270	314

※「生物基礎」の科目の開講がない9校を除く。

※1単位当たりの面接指導単位時間数について、開設コースごとに単位時間数が異なる場合は全てのコースの平均単位時間数としたり、2単位で9単位時間と定めている場合は、1単位当たりの単位時間数を4.5単位時間としたりしている。

◎面接指導の単位時間数が標準時間に満たない学校については改善指導済み。

④ 各校で実施する多様なメディアを利用して行う学習におけるメディアの種類（延べ数）

	高校講座			自校制作			その他			インターネットを利用した指導 (同時双方向)	合計 (学校数)
	テレビ・ラジオ	DVD・ビデオ	インターネットによる映像授業等の一方向配信	テレビ・ラジオ	DVD・ビデオ	インターネットによる映像授業等の一方向配信	テレビ・ラジオ	DVD・ビデオ	インターネットによる映像授業等の一方向配信		
公立	56	3	49	0	1	2	1	2	5	0	119
私立	58	7	84	1	4	38	1	7	81	26	307
株立	5	0	6	0	1	5	0	0	6	2	25
全体	119	10	139	1	6	45	2	9	92	28	451

⑤ 学び直しの状況

- 既存科目の中で義務教育段階での学習内容の確実な定着を図るための指導を行っている学校数

■実施している ■実施していない



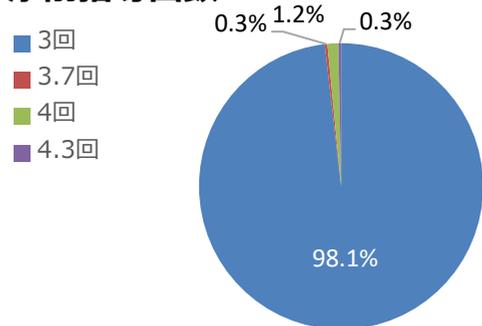
- 既存科目の中で義務教育段階での学習内容の確実な定着を図るための指導を行っている場合、その内容が指導内容全体に占める割合

■1-2割 ■3-4割 ■5-6割 ■7-8割 ■9-10割

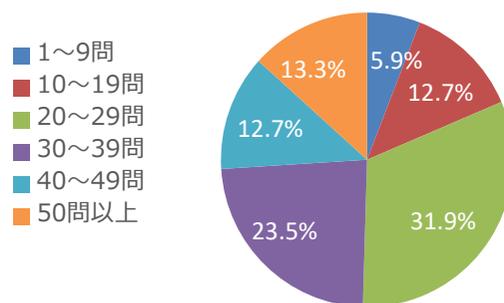


① 各校で定める添削指導回数及び設問数

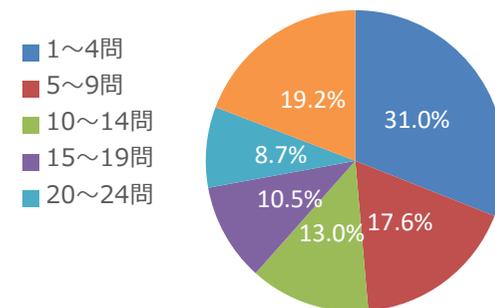
○各校で定める1単位当たりの添削指導回数



○各校で定める添削課題1回当たりの設問数（平均）



○各校で定める添削課題1回当たりの記述式問題の設問数（平均）



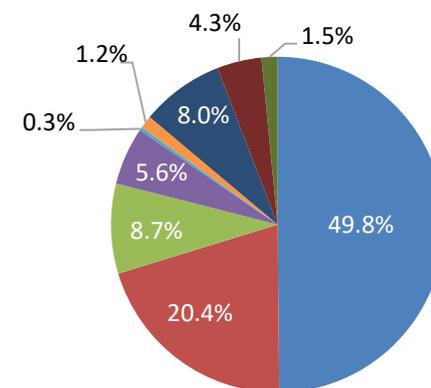
	3回 (標準回数)	3.7回	4回	4.3回	合計
学校数	317	1	4	1	323

	1～9問	10～19問	20～29問	合計
学校数	19	41	103	
	30～39問	40～49問	50問以上	合計
	76	41	43	323

	1～4問	5～9問	10～14問	合計
学校数	100	57	42	
	15～19問	20～24問	25問以上	合計
	34	28	62	323

② 各校で定める添削課題の種類

- 自校制作課題（紙媒体での回答）
- 自校制作課題（オンラインでの回答）
- 自校制作課題（紙媒体とオンラインでの回答を併用）
- 市販教材を用いた課題（紙媒体での回答）
- 市販教材を用いた課題（オンラインでの回答）
- 市販教材を用いた課題（紙媒体とオンラインでの回答を併用）
- 自校制作と市販教材を用いた課題の併用（紙媒体での回答）
- 自校制作と市販教材を用いた課題の併用（オンラインでの回答）
- 自校制作と市販教材を用いた課題の併用（紙媒体とオンラインでの回答を併用）



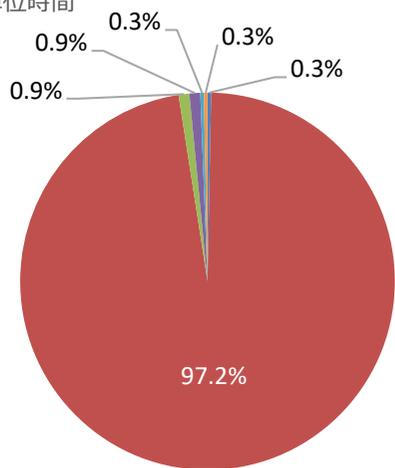
	自校制作課題			市販教材を用いた課題			自校制作と市販教材を用いた課題の併用			合計
	紙媒体での回答	オンラインでの回答	紙媒体とオンラインでの回答を併用	紙媒体での回答	オンラインでの回答	紙媒体とオンラインでの回答を併用	紙媒体での回答	オンラインでの回答	紙媒体とオンラインでの回答を併用	
学校数	161	66	28	18	1	4	26	14	5	323

※ 1単位当たりの添削指導回数について、例えば、3単位で11回と定めている場合は、1単位当たりの添削指導回数を3.7回としている。

③ 各校で定める面接指導の単位時間数及び 多様なメディアを利用して行う学習による面接指導時間数の減免状況

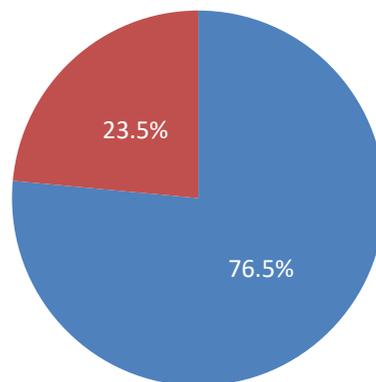
○各校で定める1単位当たりの面接指導単位時間数

- 3単位時間
- 4単位時間
- 4.3単位時間、4.5単位時間
- 5単位時間
- 5.5単位時間
- 7.5単位時間



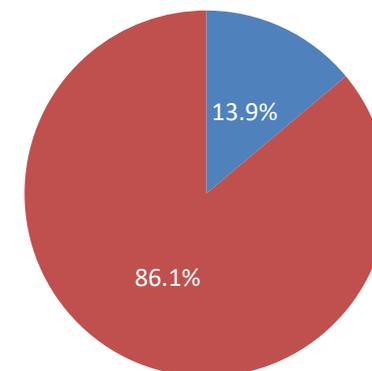
○多様なメディアを利用して行う学習による面接指導時間数の減免を「10分の6以内の時間数」で行う学校数

- 実施している
- 実施していない



○多様なメディアを利用して行う学習による面接指導時間数の減免を「10分の8以内の時間数」で行う学校数

- 実施している
- 実施していない



	3単位時間	4単位時間 (標準時間)	4.3単位時間 4.5単位時間
学校数	1 (◎)	314	3
5単位時間	5.5単位時間	7.5単位時間	合計
3	1	1	323

	実施して いる	実施して いない	合計
学校数	247	76	323

	実施して いる	実施して いない	合計
学校数	45	278	323

※ 1単位当たりの面接指導単位時間数について、開設コースごとに単位時間数が異なる場合は全てのコースの平均単位時間数としたり、例えば、4単位で18単位時間と定めている場合は、1単位当たりの単位時間数を4.5単位時間としたりしている。

◎ 面接指導の単位時間数が標準時間に満たない学校については改善指導済み。

④ 各校で実施する多様なメディアを利用して行う学習におけるメディアの種類（延べ数）

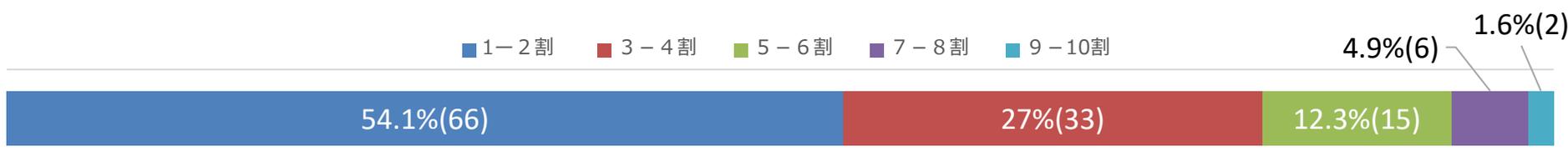
	高校講座			自校制作			その他			インターネットを利用した指導 (同時双方向)	合計 (学校数)
	テレビ・ラジオ	DVD・ビデオ	インターネットによる映像授業等の一方向配信	テレビ・ラジオ	DVD・ビデオ	インターネットによる映像授業等の一方向配信	テレビ・ラジオ	DVD・ビデオ	インターネットによる映像授業等の一方向配信		
公立	58	3	51	0	0	2	1	2	7	2	126
私立	57	6	86	1	4	39	1	8	81	26	309
株立	5	0	3	0	1	5	0	0	6	2	22
全体	120	9	140	1	5	46	2	10	94	30	457

⑤ 学び直しの状況

- 既存科目の中で義務教育段階での学習内容の確実な定着を図るための指導を行っている学校数

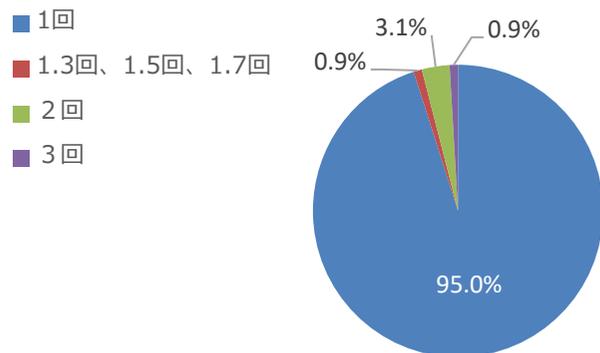


- 既存科目の中で義務教育段階での学習内容の確実な定着を図るための指導を行っている場合、その内容が指導内容全体に占める割合

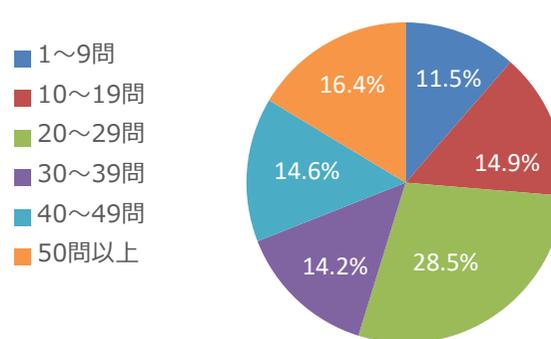


① 各校で定める添削指導回数及び設問数

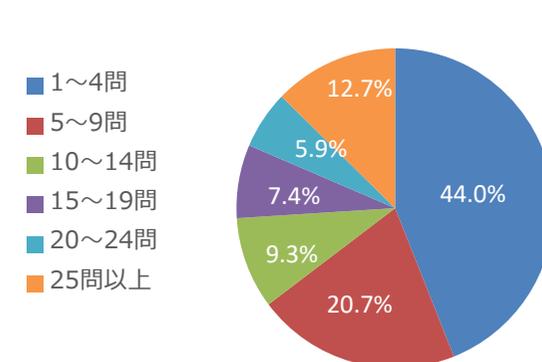
○各校で定める1単位当たりの添削指導回数



○各校で定める添削課題1回当たりの設問数（平均）



○各校で定める添削課題1回当たりの記述式問題の設問数（平均）



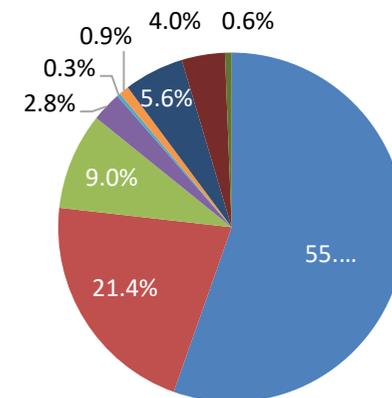
	1回 (標準回数)	1.3回 1.5回 1.7回	2回	3回	合計
学校数	307	3	10	3	323

	1～9問	10～19問	20～29問	合計
学校数	37	48	92	
30～39問	40～49問	50問以上	合計	
	46	47	53	323

	1～4問	5～9問	10～14問	合計
学校数	142	67	30	
15～19問	20～24問	25問以上	合計	
	24	19	41	323

② 各校で定める添削課題の種類

- 自校制作課題（紙媒体での回答）
- 自校制作課題（オンラインでの回答）
- 自校制作課題（紙媒体とオンラインでの回答を併用）
- 市販教材を用いた課題（紙媒体での回答）
- 市販教材を用いた課題（オンラインでの回答）
- 市販教材を用いた課題（紙媒体とオンラインでの回答を併用）
- 自校制作と市販教材を用いた課題の併用（紙媒体での回答）
- 自校制作と市販教材を用いた課題の併用（オンラインでの回答）
- 自校制作と市販教材を用いた課題の併用（紙媒体とオンラインでの回答を併用）



	自校制作課題			市販教材を用いた課題			自校制作と市販教材を用いた課題の併用			合計
	紙媒体での回答	オンラインでの回答	紙媒体とオンラインでの回答を併用	紙媒体での回答	オンラインでの回答	紙媒体とオンラインでの回答を併用	紙媒体での回答	オンラインでの回答	紙媒体とオンラインでの回答を併用	
学校数	179	69	29	9	1	3	18	13	2	323

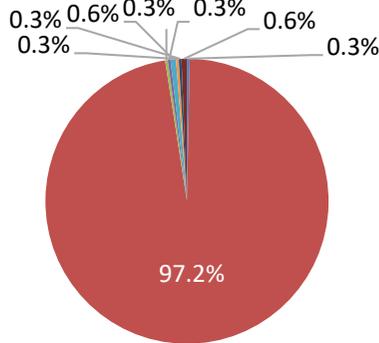
※ 1単位当たりの添削指導回数について、例えば、8単位で12回と定めている場合は、1単位当たりの添削指導回数を1.5回としている。

通信教育の状況（体育）

③ 各校で定める面接指導の単位時間数及び 多様なメディアを利用して行う学習による面接指導時間数の減免状況

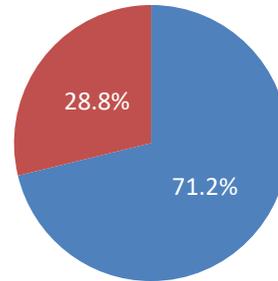
○各校で定める1単位当たりの面接指導単位時間数

- 4単位時間
- 5単位時間
- 5.4単位時間
- 5.6単位時間
- 6単位時間
- 6.8単位時間
- 7.7単位時間
- 8単位時間



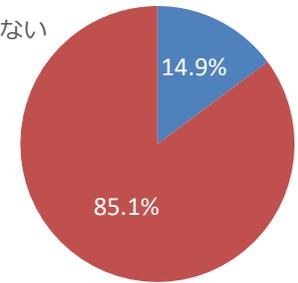
○多様なメディアを利用して行う学習による面接指導時間数の減免を「10分の6以内の時間数」で行う学校数

- 実施している
- 実施していない



○多様なメディアを利用して行う学習による面接指導時間数の減免を「10分の8以内の時間数」で行う学校数

- 実施している
- 実施していない



	4単位時間	5単位時間 (標準時間)	5.4単位時間	5.6単位時間	
学校数	1 (◎)	314	1	1	
	6単位時間	6.8単位時間	7.7単位時間	8単位時間	合計
学校数	2	1	1	2	323

	実施している	実施していない	合計
学校数	230	93	323

	実施している	実施していない	合計
学校数	48	275	323

④ 各校で実施する多様なメディアを利用して行う学習におけるメディアの種類（延べ数）

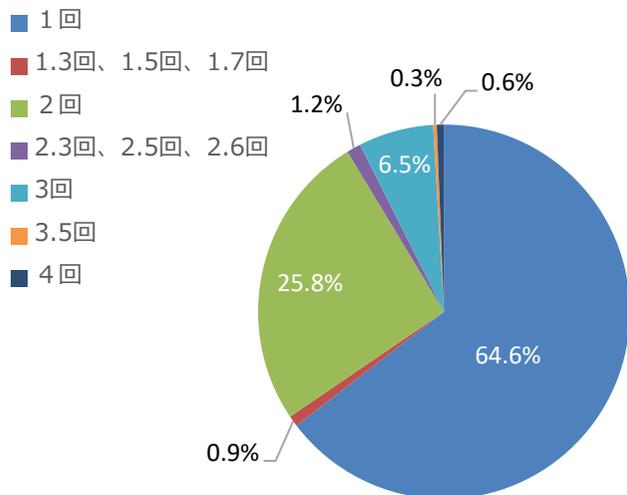
	高校講座			自校制作			その他			インターネットを利用した指導 (同時双方向)	合計 (学校数)
	テレビ・ラジオ	DVD・ビデオ	インターネットによる映像授業等の一方向配信	テレビ・ラジオ	DVD・ビデオ	インターネットによる映像授業等の一方向配信	テレビ・ラジオ	DVD・ビデオ	インターネットによる映像授業等の一方向配信		
公立	39	2	41	0	0	2	3	4	5	0	96
私立	61	7	84	1	4	40	4	11	71	21	304
株立	5	0	6	0	1	5	0	0	7	3	27
全体	105	9	131	1	5	47	7	15	83	24	427

※ 1単位当たりの面接指導単位時間数について、開設コースごとに単位時間数が異なる場合は全てのコースの平均単位時間数としたり、7単位で54単位時間と定めている場合は、1単位当たりの単位時間数を7.7単位時間としたりしている。

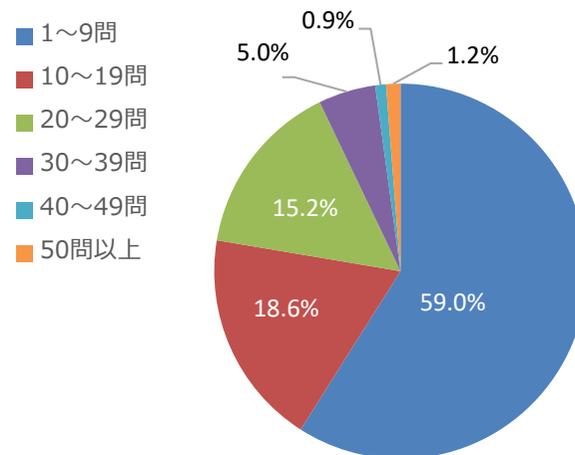
◎ 面接指導の単位時間数が標準時間に満たない学校については改善指導済み。

① 各校で定める添削指導回数及び設問数

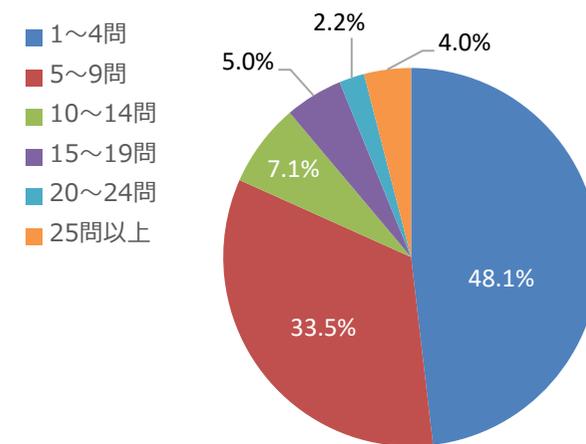
○各校で定める1単位当たりの添削指導回数



○各校で定める添削課題1回当たりの設問数（平均）



○各校で定める添削課題1回当たりの記述式問題の設問数（平均）



	1回 (標準回数)	1.3回 1.5回 1.7回	2回	2.3回 2.5回 2.6回
学校数	208	3	83	4
3回	3.5回	4回	合計	
	21	1	2	322

	1~9問	10~19問	20~29問	
学校数	190	60	49	
30~39問	40~49問	50問以上	合計	
	16	3	4	322

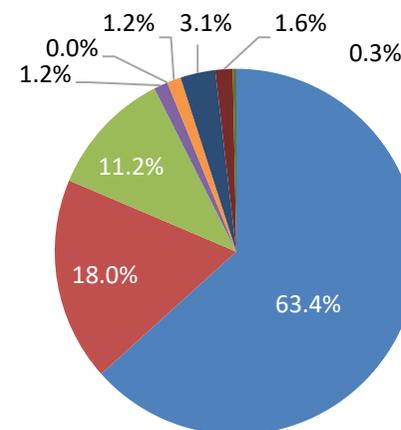
	1~4問	5~9問	10~14問	
学校数	155	108	23	
15~19問	20~24問	25問以上	合計	
	16	7	13	322

※令和7年度新設校のため、「総合的な探究の時間」の開講がない1校を除く。

※1単位当たりの添削指導回数について、開設コースごとに回数異なる場合は全てのコースの平均回数としたり、例えば、2単位で7回と定めている場合は、1単位当たりの添削指導回数を3.5回としたりしている。

② 各校で定める添削課題の種類

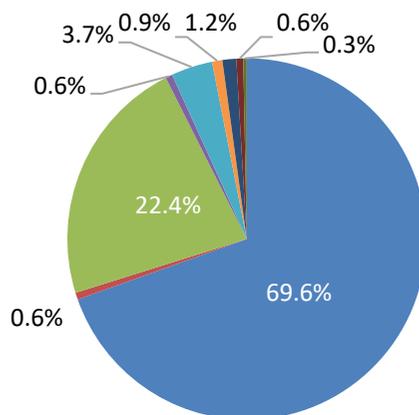
- 自校制作課題（紙媒体での回答）
- 自校制作課題（オンラインでの回答）
- 自校制作課題（紙媒体とオンラインでの回答を併用）
- 市販教材を用いた課題（紙媒体での回答）
- 市販教材を用いた課題（オンラインでの回答）
- 市販教材を用いた課題（紙媒体とオンラインでの回答を併用）
- 自校制作と市販教材を用いた課題の併用（紙媒体での回答）
- 自校制作と市販教材を用いた課題の併用（オンラインでの回答）
- 自校制作と市販教材を用いた課題の併用（紙媒体とオンラインでの回答を併用）



	自校制作課題			市販教材を用いた課題			自校制作と市販教材を用いた課題の併用			合計
	紙媒体での回答	オンラインでの回答	紙媒体とオンラインでの回答を併用	紙媒体での回答	オンラインでの回答	紙媒体とオンラインでの回答を併用	紙媒体での回答	オンラインでの回答	紙媒体とオンラインでの回答を併用	
学校数	204	58	36	4	0	4	10	5	1	322

③ 各校で定める面接指導の単位時間数

- 1単位時間
- 1.3単位時間、1.7単位時間
- 2単位時間
- 2.3単位時間、2.5単位時間
- 3単位時間
- 3.1単位時間、3.3単位時間
- 4単位時間
- 6単位時間
- 7.5単位時間



	1単位時間 (標準時間)	1.3単位時間 1.7単位時間	2単位時間	2.3単位時間 2.5単位時間	3単位時間
学校数	224	2	72	2	12
3.1単位時間 3.3単位時間	4単位時間	6単位時間	7.5単位時間	合計	
3	4	2	1	322	

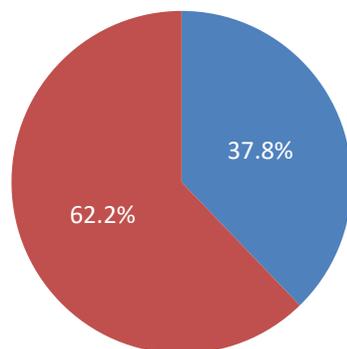
※令和7年度新設校のため、「総合的な探究の時間」の開講がない1校を除く。

※1単位当たりの面接指導単位時間数について、開設コースごとに単位時間数が異なる場合は全てのコースの平均単位時間数としたり、例えば、3単位で10単位時間と定めている場合は、1単位当たりの単位時間数を3.3単位時間としたりしている。

① 各校で定める多様なメディアを利用して行う学習による時間数の減免状況

○多様なメディアを利用して行う学習による時間数の減免を「10分の6以内の時間数」で行う学校数

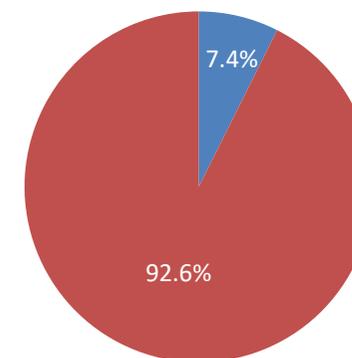
■実施している ■実施していない



	実施している	実施していない	合計
学校数	122	201	323

○多様なメディアを利用して行う学習による時間数の減免を「10分の8以内の時間数」で行う学校数

■実施している ■実施していない



	実施している	実施していない	合計
学校数	24	299	323

具体的論点（案）

1. 添削指導の回数・面接指導の単位時間数の在り方

- 添削指導の回数・面接指導の単位時間（コマ）数について、通信制課程における学びの実質化を図り、学びの充実を図る観点から、どのように考えるか。なお、通信制高校には多様な背景を有する生徒が多く在籍している現状も踏まえ、検討すべきではないか。

【現行】1単位当たりの添削指導及び面接指導の回数

各教科・科目等	添削指導 (回)	面接指導 (単位時間)
国語、地理歴史、公民及び 数学に属する科目	3	1
理科に属する科目	3	4
保健体育に属する科目 のうち「体育」	1	5
保健体育に属する科目 のうち「保健」	3	1
芸術及び外国語に属する科目	3	4
家庭及び情報に属する科目 並びに専門教科・科目	各教科・科目の必 要に応じて2～3	各教科・科目の必 要に応じて2～8

(※) 学校設定教科に関する科目のうち専門教科・科目以外のもの、理数に属する科目及び総合的な探究の時間の添削指導の回数及び面接指導の単位時間数は、1単位につき、それぞれ1回以上及び1単位時間以上確保した上で、各学校で設定。

(※) 特別活動は、ホームルーム活動を含めて、卒業までに30単位時間以上指導。

(※) 卒業に必要な単位数は、74単位以上。

（「総合的な探究の時間」の添削指導回数・面接指導単位時間数）

- 「総合的な探究の時間」について、現行では、標準単位数は3～6単位とされており、課題を発見し解決していくための資質・能力の育成をねらいとして、観察・実験・実習、調査・研究、発表や討論などを取り入れながら、創意工夫を生かして特色ある教育活動を行うことになるが、必要な添削指導の回数及び面接指導のコマ数は、1単位につき、それぞれ1回以上及び1コマ以上となっている。
- この回数について、「総合的な探究の時間」の趣旨に照らし、その目標を達成する観点から、どのように考えるか。

2. メディア減免の在り方

- 現行では、ラジオ・テレビ放送その他の多様なメディアを利用して行う学習を計画的かつ継続的に取り入れた場合による面接指導等時間数の免除について、各教科・科目の面接指導の時間数又は特別活動の時間数のうち、10分の6以内の時間数を免除することができ、また、生徒の実態等を考慮して特に必要がある場合は、複数のメディアを利用することにより、合わせて10分の8以内の時間数を免除することができる。

※時間数の免除に当たっては、報告課題の作成等により、その成果が満足できると認められる必要がある。

- この免除する時間数について、対面による指導や協働的な学びの時間を確保する等の観点から、どのように考えるか。なお、生徒の実態等を考慮する必要がある場合も踏まえ、検討すべきではないか。

（「特別活動」における取扱い）

- 通信制課程では登校日数におのずと限りがあるが、ホームルーム活動等は集団教育の場として欠かすことのできないものである。特に通信制課程においては、働きながら学ぶ者もあり、多様な年齢層の生徒が在籍している。このような生徒が集まり交流を図ることは、人間形成の面からみて全日制の課程では味わうことのできない教育効果の高いものである。
- 全日制・定時制課程と同じような授業時数を確保することは難しいとはいえ、このような「特別活動」の重要性に鑑み、通信教育実施計画及びその下での年間指導計画に基づき、卒業までに30コマ以上指導するものとしている。
- 一方、現行では「特別活動」もメディア減免の対象となっており、10分の6の時間数を免除した場合、卒業までに12コマしか実施されないこととなる。
- 「特別活動」におけるメディア減免の在り方について、生徒が人間関係を築きながら社会性を育む等の観点から、どのように考えるか。なお、生徒の実態等を考慮する必要がある場合も踏まえ、検討すべきではないか。

3. 単位制の柔軟化との関係

- 高等学校では、50分の授業を1コマとし、35コマの授業をもって1単位として計算することを標準としているところ、教育課程部会総則・評価特別部会において、1単位を細分化（卒業に必要な単位は74単位から148単位）し、50分×17コマの授業をもって1単位とすることを標準とする案が示されており（P42参照）、この点も踏まえながら、前ページや以下の論点について検討する必要がある。

※以後便宜的に、現行の単位計算によるものを○単位、細分化された新たな単位計算によるものを○新単位と記載。

（減単に関する基本的な考え方の見直しに伴う添削指導の回数・面接指導の単位時間数の在り方）

- 標準単位数は、当該科目の目標を達成し、学習指導要領の内容を無理なく指導するのに適切な時間として設定しているものであり、標準のとおり履修単位を設定することを原則としているところ、教育課程部会総則・評価特別部会において、生徒の実態及び教育課程全体を通じた資質・能力の育成に資すると認められる場合は、一定の限度の下で、標準より減じて履修単位を設定（減単）することを可能とする案が示されている。（P43参照）
- 現在、特に2単位の必修科目については、単位数を減じることはできないとしているが、これは2単位から単位数を減じた場合1単位となってしまう、半分の時数で目標の実現を図ることは困難と考えてきたことによる。
- 一方、上述の単位の計算方法の見直しによって、2単位科目については4新単位となり、例えば3新単位に減単すると授業時数としては25%の減となる。現在、特に必要がある場合は3単位の科目を2単位の科目に減単する（約33%減）ことを可能としている中であって、25%の減を不可とする理由に乏しいことから、現在減単を不可としている標準が2単位の必修科目についても、1新単位の範囲内で減単を認める案が示されている。
- その際、添削指導の回数・面接指導のコマ数について、減単した場合の在り方をどのように考えるか。なお、通信制課程における学びの実質化を図り学びの充実を図る観点や、面接指導においてはメディア減免が存在することを踏まえ、検討すべきではないか。

參考資料

メディアを利用して行う学習による面接指導時間数の免除の変遷

・昭和31年改訂（昭和32年再訂）

ラジオ放送を利用して行う学習により10分の3以内の時間数免除

・昭和35年改訂

ラジオ放送を利用して行う学習により10分の3以内、テレビ放送を利用して行う学習により10分の5以内の時間数免除、合わせて10分の6を超えることはできない

・昭和45年改訂

ラジオ・テレビ放送を利用して行う学習により10分の5以内の時間数免除、合わせて10分の6を超えることはできない

・昭和53年改訂

ラジオ・テレビ放送を利用して行う学習により10分の6以内の時間数免除、合わせて10分の8を超えることはできない

※平成元年改訂、平成11年改訂も同様

・平成15年一部改正

ラジオ・テレビ放送その他の多様なメディアを利用して行う学習により10分の6以内の時間数免除、合わせて10分の8を超えることはできない

※平成21年改訂も同様

・平成30年改訂

ラジオ・テレビ放送その他の多様なメディアを利用して行う学習により10分の6以内の時間数免除、合わせて10分の8を超えることはできない（10分の8以内の時間数を免除できるのは、生徒の実態等を考慮して特に必要がある場合）

2 単位の計算方法の見直し

(単位計算の方法の見直し)

- 高等学校は単位制を採用しており、**50分の授業を1単位時間（コマ）とし、35コマの授業をもって1単位として計算することを標準**とし、これに基づいて各教科等の履修単位数を決定したり、修得単位の認定を行う仕組みとなっている。
- こうした仕組みは、生徒の多様な科目選択が可能な高等学校において、**卒業に必要な履修科目の組み合わせや学習量の計算が煩雑となるのを避け、学校としても教育課程編成が容易となるというメリットもある一方、以下のような課題もある。**
 - ✓ 各科目についてきめ細かな学習時間の調整ができない
 - ✓ 35コマ未満のコンパクトな学習内容は単位として認定できない
 - ✓ 学期ごとに柔軟に科目の履修選択を認めるといったことは難しい
- こうした課題は、①で検討したような科目の柔軟な組み替えを可能としたり、生徒の多様なニーズに応じた丁寧な学習量調整を行うことができるようにしていくことを可能としていくに当たっては、大きな課題となりうる。こうしたことなどを踏まえ、企画特別部会では、**1単位を細分化（半期での学習をもって1単位と認定。卒業に必要な単位は74単位から148単位となる。）**する方針を示したところ。
- その際、現在は35コマの授業をもって1単位として計算しているところ、**単位を細分化する場合に1単位をどのように計算するかが課題となる。**（具体的には、1単位に必要な単位授業時間を17コマとするのか18コマとするのか）
- この点、高等学校は、高等学校入試への対応が必要なことや、高3の大学入試のために、実質的に授業ができない日もあり、授業日数が義務教育段階よりやや少ない一方、多くの週当たりコマ数を実施している実態に留意が必要。そうした構造の中で、学校行事や祝日等により各教科等の授業が実施できなかった場合に、振替や追加の授業等により年間で35コマの確保に困難が生じやすい実態もある。
- こうした中で、1単位を18コマで計算し、実質的に単位認定に必要な授業時間数が1コマ増加することは、現場の実態と乖離し、運用が困難となる恐れがある。したがって、今般1単位の計算方法を細分化するに当たっては、**50分×17コマの授業をもって1単位とすることを標準**としてはどうか。

※以後便宜的に、現行の単位計算によるものを○**単位**、細分化された新たな単位計算によるものを○**新単位**と記載。

- なお、その場合、現在1年間で35単位時間で指導する内容を**34単位時間を標準として指導することとなるが、このことも踏まえた教科用図書**の分量となるよう、**義務教育段階と同様に教科用図書の精選等**を図っていく必要があるのではないかと。

(3学期制との関係)

- 企画特別部会の論点整理以後、今回の1単位の計算方法の細分化については、（1単位：週1コマ×半期）との記載があったことも踏まえ、**2学期制への移行を前提とした仕組みとなるのではないかと**の声も聞かれたところ。
- この点について、2学期制を採用している場合は、前期・後期それぞれの授業時間と単位認定に必要な授業時間（1単位17コマ）を揃えやすく、**通年のみならず、前期・後期それぞれで柔軟に科目選択の機会を提供することがしやすくなるなどのメリットはある。**
- しかしながら、**新単位による履修単位数を2の倍数とすることにより、従前と同様の単位数で便宜上運用することも可能であり、3学期制の場合のデメリットとなるものではない。**加えて、**3学期制である場合でも2週に1度の授業を設ける等により、新単位を活用した科目設定も可能でもあり、2学期制への移行を前提としたものではないことに留意が必要。**

(単位授業時間の柔軟な設定との関係)

- 高等学校が単位授業時間の柔軟な見直しを行いたいと考えた場合、例えば50分授業で45分授業にして同じ授業コマ数とすると、4単位の科目は10%程度授業時数が減少する（結果3.6単位分の学習となる）ところ、端数を切り捨てて3単位分の認定となり、**取りこぼしが生じるため、広がり**を欠いた。この点、新単位制度は、きめ細かな単位認定が可能となる（例えば、上記の例であれば8新単位が授業時間見直しにより7.2新単位分の学習となり、それを7新単位で認定）ことから、**単位授業時間の柔軟な設定を容易にする効果も見込めるため、そうした運用例も示していくことが考えられるのではないかと。**

3 各科目の単位数の一層柔軟な設定

(共通教科・科目の単位数)

- 現行学習指導要領では、共通教科・科目及び総合的な探究の時間について標準単位数を定めるとともに、標準より増加して履修単位を設定する場合（増単）や、標準より減じて履修単位を設定する場合（減単）の条件を解説において整理している。（P44参照）

	増単	減単
必修教科・科目	増単できる場合の例示 ・基礎的な学習内容の定着 ・理解が難しい科目の十分な習得 ・特定の技能等の反復・習熟	○原則減単できない ○いずれの条件も満たす場合のみ減単可能 ・短い時数で科目の目標を実現可能 ・生徒の実態及び専門学科の特色等を考慮し特に必要がある場合 ○標準単位数が2単位である場合は減単不可
それ以外		○原則減単できない ○以下のいずれかの場合のみ減単可能 ・短い時数で教科・科目の目標を実現可能 ・教科・科目の特質から一部の内容項目を取り上げること可能である旨規定されており、実態に応じやむを得ない場合

- 今回、義務教育段階については、調整授業時数制度を導入し、標準授業時数から一定の割合で減じて授業時数を設定できるとする方向で検討が進んでいる（減ずることで35コマ未満となる教科を除く）。
- 義務教育段階においてこうした検討が進んでいる中、高等学校についても、①で議論した科目の内容の柔軟な組み替えや、②で検討した単位数の計算方法の見直しを実効性あるものとしていくためには、より一層生徒の実態や各学校の教育課程編成のねらい等に応じて柔軟に学習時間を調整できる仕組みとしていく必要があるのではないか。

(減単に関する基本的な考え方の見直し)

- 標準単位数は、当該科目の目標を達成し、学習指導要領の内容を無理なく指導するのに適切な時間として設定しているものであり、引き続き、**標準の通りに履修単位を設定することを原則とすることに一定の意義があると考えられる。**

- 一方、生徒の多様な実態や、学校の教育課程編成のねらいに応じた様々な教育活動を実現し、教育課程全体として生徒の資質・能力を効果的に育成するために必要であると考えられる場合は、カリキュラム・マネジメントの一環として共通教科の時数を減じ、必要な教育活動を実施するための余白を創出することができるようにすることは意義が大きい。
- したがって、**減単の基本的な考え方として「原則不可」とすることを改め、生徒の実態及び教育課程全体を通じた資質・能力の育成に資すると認められる場合は、一定の限度の下で可能であるという考え方を基本**としてはどうか。

(2単位の必修教科目の減単について)

- 現在必修教科目については、標準単位数が2単位である場合は単位数を減じることできないとしているが、これは2単位から単位数を減じた場合1単位となってしまう、半分の時数で目標の実現を図ることは困難と考えてきたことによる。
- 一方、今回単位の計算方法の見直しによって、2単位科目については4新単位となり、例えば3新単位に減単すると授業時数としては25%の減となる。現在、特に必要がある場合は3単位の科目を2単位に減単する（約33%減）ことを可能としている中であって、25%の減を不可とする理由に乏しいことから、**現在減単を不可としている標準が2単位の必修教科目についても、1新単位の範囲内で減単を認めること**としてはどうか。
- しかし、例えば、大学入試に課されない教科が削減され、普通教育としての教育課程のバランスが確保できなくなるといったことを避ける必要がある。このため、それぞれの「教科」について教科目標を達成する必要最低限の時数は確保できるよう、**各必修「教科」に係る科目の履修単位数の合計が3新単位以下となる減単は不可**としてはどうか。（現行単位を前提にすれば、公共、芸術（音楽 I or美術 I or工芸 I or書道 I）、情報 I、家庭基礎が減単不可）
- こうした考え方を基本とした上で、**各教科等WGにおける科目構成の在り方や、標準単位数の議論の結果も踏まえ、各科目について減単可能な上限を定めること**としてはどうか。
- なお、一方組替え後科目の内訳に着目すると、実態上どの時間が必修教科目相当で、どの時間がそれ以外の科目相当か明確な区別が難しいことが想定され、一定の考え方を示す必要がある。このため、組換え前の科目の「減単可能な上限」の考え方を踏まえて、「組替え後科目」の必要単位数を設定すべきではないか。（例えば、生物基礎と生物を組み合わせると組み替え後科目とした場合、生物基礎で3新単位分＋生物で6新単位分などそれぞれの科目で設定可能な範囲で設定し、その合計で組み替え後科目の単位を設定することが想定される。（この場合9新単位）） 43

各教科・科目における増単・減単の条件

高等学校学習指導要領解説 総則編 (P 6 5)

	単位を増加すること (増単)	単位を減ずること (減単)
必履修教科・科目の場合	<p>○ 以下のような場合には、増単することが考えられる。</p> <p>①義務教育段階での学習内容の確実な定着を図る場合を含め、基礎的な知識を十分身に付けさせるための時間に充当する場合</p> <p>②理解の難しい科目の内容を十分習得させるための時間に充当する場合</p> <p>③特定の技術、技能等を反復、習熟させるための時間に充当する場合</p>	<p>○ 原則として、標準単位数よりも減ずることはできない。</p> <p>○ 減単が可能なのは、「生徒の実態及び専門学科の特色等を考慮し、特に必要がある場合」のみとされている。また、その場合においても、標準単位数が2単位である場合には単位を減じることはできない。</p>
必履修教科・科目以外の場合	<p>○ 標準単位数の標準の幅については特に定めはないが、それには一定の限度があるとされている。しかし、能力等の多様な生徒の実態等を考慮し、生徒の学習内容の習熟の程度などから判断して、時間をかけてその習熟を図るため特に必要がある場合には、その限度を超えて大幅に単位数を増加させることができることとしている。例えば、「数学Ⅰ」について、生徒の実態により、特に授業時数を大幅に増加して、5単位や6単位を配当することも可能であり、これを修得した場合、それを卒業に必要な単位数の中に算入することになる。</p>	<p>○ 原則として、標準単位数よりも減ずることはできない。</p> <p>○ ただし、以下のいずれかの場合には単位を減ずることが可能である。</p> <p>①生徒の実態から標準単位数による授業時数より短い時数で当該各教科・科目の目標の実現が可能であると判断される場合</p> <p>②原則的には各教科・科目の標準単位数によって授業を行うことが望ましいが、教科・科目の特質から一部の内容項目を取り上げることも可能である旨が規定されており、生徒の特性や学校の実態等に応じてやむをえない場合</p> <p>○ なお、上記の場合においても、生徒の実態等を十分考慮して履修に無理のないように単位数を定める必要がある。</p>